

# 大阪府立成人病センター整備事業

## 業務要求水準書

(Ⅲ維持管理・利便サービス業務編)

### 参考資料 9

参考とする現成人病センターの委託業務仕様書等

平成 24 年 3 月 30 日

地方独立行政法人大阪府立病院機構



## « 目 次 »

III 維持管理・利便サービス業務要求水準：参考資料9 .....	1
参考資料9-1 層流隔離病室システム保守業務 仕様書 .....	2
参考資料9-2 R I 排水処理システム保守業務 仕様書 .....	3
参考資料9-3 防災センター防災監視盤監視業務 仕様書.....	5
参考資料9-4 空調、ボイラー、給排水設備及びその他設備の運転管理業務 仕様書.....	12
参考資料9-5 空調機等のフィルター清掃、取替業務 仕様書 .....	22
参考資料9-6 血液・化学療法科冷凍庫・輸血室血液保冷庫警報整備業務 仕様書.....	38
参考資料9-7 消防用設備等点検保守業務 仕様書.....	41
参考資料9-8 有人常駐警備等業務及び駐車場管理業務 仕様書.....	43
参考資料9-9 地方独立行政法人大阪府立病院機構防犯カメラ管理要綱.....	61
参考資料9-10 下水水質測定及び簡易専用水道精密水質検査並びに煤煙量測定等の計量証明事業に係る調査・検査業務 仕様書 .....	65
参考資料9-11 総合的病害虫管理業務（I P M） 仕様書 .....	70
参考資料9-12 植栽管理及び樹木剪定業務 仕様書 .....	76
参考資料9-13 コンビニエンスストアの主な医療関係の取扱商品 .....	81

### **III 維持管理・利便サービス業務要求水準：参考資料9**

現成人病センターでは、本参考資料の委託業務等を実施している。新成人病センターでは、施設、設備、数量、体制等が異なるものの、SPCは、現委託業務の仕様書を参考として、業務品質を確保するため現委託業務と同等以上の適切な業務を実施すること。

## 参考資料 9-1 層流隔離病室システム保守業務 仕様書

### 仕 様 書

この仕様書は、委託業務の内容を示すものであるが、本書に記載されていない事項であっても、本契約の目的とする業務で、軽微なものについては、現場の状況に応じ、契約金額の範囲内で処理するものとする。

- 1 乙は、次により技術員を派遣して、設備の保守整備を行い、良好な運転状態の保持に万全を期するものとする。ただし、甲が必要と認めるときには、乙と協議の上、保守整備の実施時期を変更できるものとする。
  - (1) 8月から9月までの間に3台分の保守整備を行う。
  - (2) 2月から3月までの間に残り3台分の保守整備を行う。
  - (3) 保守の対象
    - ① 水平層流型完全無菌病室（滅菌水付き） 6台
    - ② プレフィルター（625×500×25×3枚） 6組
    - ③ 水フィルター（中空糸膜フィルター） 6本
    - ④ 滅菌水配管キット（内部ホース、エア抜き、シャワーベッド付き） 6組
- 2 乙は、前項の定期業務のほか、甲から故障発生の通知を受けたときには、遅延なく技術員を派遣して、迅速に保守整備を行い、故障部分の復旧に努めなければならない。
- 3 乙は、第1項の保守業務を行うに当たり、派遣する技術員及び工程を事前に甲に通知し、甲の承認を受けなければならない。

## 参考資料 9-2 R I 排水処理システム保守業務 仕様書

### 仕 様 書

- 1 乙は、別紙の保守整備実施要領に基づき、次により技術員を派遣して保守整備を行い、R I 排水処理システムの良好な運転状態の保持に万全を期すものとする。
  - (1) 年1回の保守整備 4月
  - (2) 年2回の保守整備 4月、10月
  - (3) 年6回の保守整備 4月、6月、8月、10月、12月、2月
- 2 乙は、前項の規定の業務の他、甲から故障発生の通知を受けたときは、遅滞なく技術員を派遣して、迅速に保守整備を行い、故障部分の復旧に努めなければならない。
- 3 乙は、第1項の保守整備を行うにあたり、派遣する技術員名簿及び工程表を事前に提出し、甲の承認を受けなければならない。

### 別 紙 保守整備実施要領

この実施要領は、保守整備業務の委託の範囲を示したものであるが、これに記載されていない事項であっても、契約対象物件の良好な運転を保持するため、軽微な部分は契約金額の範囲内で処理するものとする。

- 1 年1回の保守整備
  - (1) 配線類の絶縁測定
    - ①盤内部配線の絶縁測定
    - ②電磁弁の絶縁測定
    - ③電極配線の絶縁測定
    - ④ポンプ配線の絶縁測定
    - ⑤遠方警報盤の絶縁測定
  - (2) 表示灯の確認  
制御盤及び警報盤のパネルランプの球切れの有無確認、取替
  - (3) 薬注ポンプの確認及びストレーナーの清掃
    - ①ポンプの動作確認
    - ②不良パッキンの取替
  - (4) 配管ピット内の確認  
配管、配線配管の異常音、発熱、振動、錆等の確認
  - (5) 電磁弁の分解整備  
汚水電磁弁（8台分）
  - (6) 盤内機器類の確認  
ブレーカー、マグネット、タイマー、トランス、リレー、ヒューズ等の異常の有無、発熱・アークの有無の確認

**2 年 2 回の保守整備**

(1) 水中ポンプの確認

①ポンプの動作確認 ②ポンプの鋸の取替

**3 年 6 回の保守整備**

(1) 制御棒の確認

構内の制御棒の洗浄及び間隔調整

(2) 電磁弁の確認

電磁弁の動作状況、異常音、リミット等の確認及び注油

## 参考資料9-3 防災センター防災監視盤監視業務 仕様書

### 業務仕様書

#### 1 目的

この業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）は、委託者 地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「甲」という。）と受託者 ○○○○○○（以下「乙」という。）が、大阪府立成人病センターの防災センター防災監視盤監視業務の業務委託の実施に関して、業務の安全かつ確実な実施を確保するため、各種業務の詳細についての定め、円滑な業務運営をはかることを目的する。

#### 2 業務場所

大阪市東成区中道一丁目3番3号  
大阪府立成人病センター

#### 3 施設の概要

##### (1) 建物

本館 地下1階～地上6階（一部7階） 延床面積 13,636.15 m<sup>2</sup>  
主に管理部門

病院 地下1階～地上12階 延床面積 36,178.05 m<sup>2</sup>

##### (2) 診療体制

病床数 500床

診療科 ■がん専門診療科

内科【消化器内科／肝胆膵内科／消化器検診科／呼吸器内科  
／血液・化学療法科／臨床腫瘍科】

外科【消化器外科／呼吸器外科／乳腺・内分泌外科（乳腺 甲状腺）】

脳神経外科／婦人科／泌尿器科／耳鼻咽喉科（頭頸部外科）／整形外科  
／放射線治療科／診療・緩和科（腫瘍精神科）／緩和ケア室

■循環器病専門診療科（心臓疾患、脳卒中等）

内科【循環器内科／脳循環器科】

心臓血管外科（循環動態診療科）／眼 科／脳神経外科

■検診部【消化器検診科／精密診断科（人間ドック）】

■中央手術科

■検査診断科

アイソトープ診療科／放射線診断科／臨床検査科／病理細胞診断科

#### 4 業務時間及び業務従事者の資格

(1) 業務時間は、昼間（午前8時30分から午後5時）については1ポストとし、

夜間（午後5時から翌日午前8時30分）については2ポストとする。

(2) 業務従事者の資格は次の通りとする。

- ① 業務に従事する者は、消防法（昭23年法律第186号）に定める消防設備士の免状を有する者または消防法施行規則（昭和23年自治省令第6号）第31条の6第5項に規定する消防設備点検資格者であること。
- ② 消防計画に定める防火上必要な教育に関する事項のうち防災センター要員に対するものを定める件（平成6年11月28日消防庁告示第10号）に規定する本講習または再講習を受講した者

## 5 業務の内容

### (1) 日常業務

日常業務は、成人病センター病院棟における、別表1に掲げる監視盤の終日監視等、点検及び点検結果の報告、異常事態発生時の関係者への通報等とする。

ただし、夜間においては、異常事態発生時に必要に応じて2名のうち1名は、現場に急行するものとする。また、成人病センター本館の監視盤監視等業務従事者（本館機械室当直者）及び電気室当直業務従事者とも緊密な連絡を通り対処するものとする。

なお、別表の備考欄に「非常時の業務」と記載された項目については、次項により対処するものとする。

### (2) 非常時の業務

#### ① 火災受信盤の非常警報の発報

火災受信盤に非常警報が表示されたときは、速やかに「火災報」か「非火災報」を確認し、「火災報」の場合は、直ちに非常放送設備により非常放送を行うとともに、関係先及び消防機関等へ通報する。また、火災発見者からの通報によるときも同様とする。

※昼間は、機械室・電気室勤務職員、警備員室、施設保全グループ職員等

夜間は、機械室当直者（本館勤務者を含む）、電気室当直者、警備員室

（17：45～翌日9：00までは内科系当直医師へ通報）

通報後は、中央防災盤により非常避難扉の開放、防炎ダンパー作動の確認を行い、誘導灯表示盤の指示による避難誘導を非常放送設備により館内放送する。その場合、成人病センターの自衛消防隊組織の指揮者の指示に従ってこれを行いうるものとする。

※昼間は、マネージャー兼総務・人事リーダー

夜間は、内科系当直医師

#### ② エレベーターの閉じ込め事故及び故障

エレベーターの監視盤に異常表示（インターホーン呼び出し）があり、箱内に閉じ込められた人を確認した場合は、直ちにエレベーター保守業者、電気室及び関係者（施設保全グループ等）に通報する。また、故障の場合も同様とする。

ただし、箱内に閉じ込められた人が、医師の判断により緊急救出が必要と認められた場合は、電気室勤務者と合同して臨機の処置をとるものとする。

#### ③ 廃水処理監視盤、ばい煙監視盤及びガス漏れ監視盤

非常警報が表示されたときは、機械室に通報し、臨機の処置をとるものとする。

#### ④ 医療ガス警報盤

非常警報が表示されたときは、機械室に通報し、臨機の処置をとるものとする。

⑤ ボックスコンベアの運転監視及び故障警報が鳴ったときの処置

ア ボックスコンベアの運転については、休日（土・日曜、祝日及び年末年始の休日）の午前 9 時に電源スイッチをONにし、運転ランプの点灯を確認する。

イ 午後 1 時に電源スイッチをOFFにし、運転ランプの消灯を確認する。

ウ 故障警報が鳴り、故障ランプが点灯したときは、運行監視盤をみる。

その場合、送信側または受信側のランプが点灯している部署を確認し、その部署に連絡を入れてボックスコンベアの様子を見てもらい、軽微なトラブルであればマニュアルに従って復旧してもらう。

エ 点滅している故障部署のランプが消灯せず、運行監視盤の運転ランプが点灯している場合は、電源をOFFにせず運転を続行し午後 1 時に電源を切る。

オ 点滅している故障部署のランプが消灯せず、運行監視盤の運転ランプが消灯している場合は、直ちに電源スイッチをOFFにし休日明けに施設保全グループへ報告する。

(2) その他業務

① C P R（心肺蘇生）コールの対応

ア 甲の施設では、患者の心肺停止等による容態急変・緊急事態の発生の際に、緊急放送により医師等にその発生を知らせるため「C P R（心肺蘇生）コール」行う。

イ その伝達方法として、患者急変・緊急事態が発生したとき、発見者は防災センターに発生場所を告げた上でC P Rコールを要請する。

ウ 要請を受けた防災センターの業務従事者は、C P Rコール受信票に日時、依頼者の所属、氏名、要件を記入した後、直ちに全館放送（非常用放送設備による）を行う。

a. 昼間は 3 回コール

b. 夜間は 1 回コール（ただし、21:30～翌日 8:00 間での間は、C P Rコールを行なった後、警備員室（内線●）にC P Rコールを実施したことを連絡する。

※ 連絡を受け警備員は、各当直内科医師へP H Sにより通報する。

エ この業務に関して、放送設備等の機器の故障または不可抗力により業務遅滞等が発生した場合は、甲は乙に業務上の責任は問わないこととする。

オ 前号④の細部については、甲乙が別途協議して定めるものとする。

② 液体酸素充填の立ち会い

週に 1 回～2 回、液体酸素の充填（タンクローリー車）に立ち会い、液体酸素タンクへの液体酸素の充填確認を行う。この場合、充填予定日は施設保全グループ職員がその都度事前に連絡する。

別表 1

## 監視盤監視等業務

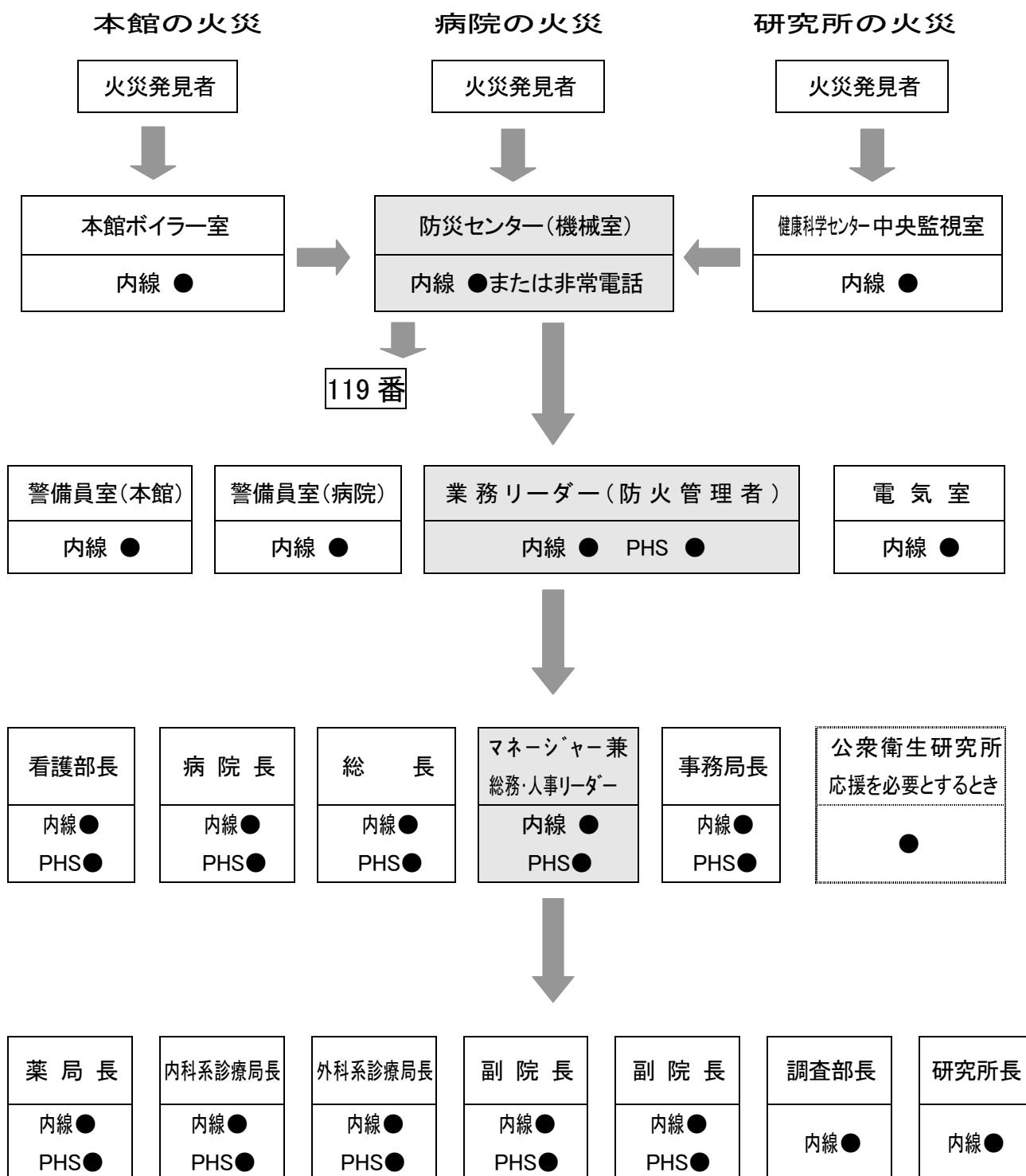
監視盤等の名称	点検内容	異常の場合の通報先	備 考
誘導灯表示盤	ランプチェック	機械室、警備員室等	非常時の業務
火災受信盤	警報の有無	機械室、電気室、警備員室等	非常時の業務
	ランプチェック	機械室、電気室、警備員室等	月、木曜日のみ
親時計盤	電圧・電流	電気室等	
非常放送盤	A C、DC 電圧	電気室等	
中央防災盤	電圧	機械室、電気室、警備員室等	
	ランプチェック	機械室、電気室、警備員室等	
消防設備共同制御盤	ランプチェック	機械室、電気室、警備員室等	
医療ガス警報盤	警報の有無	機械室等	非常時の業務
エレベーターホールTVモニター監視盤	異常の有無	警備員室等	1時間毎
エレベーター監視盤	異常の有無 (インターホーン呼び出し等)	保守業者、電気室等 ※閉じこめ事故の救出訓練を年1回行っているが、二次事故を防ぐため、原則保守業者到着を待つ。	非常時の業務
ガス漏れ監視盤	警報の有無	機械室等	
	ランプチェック	機械室等	月、木曜日のみ
蓄電池設備監視盤 (各監視盤用)	電圧、バッテリーの液面低下	電気室等	
液体酸素タンクの残量確認	残量確認	機械室等	1日2回 午前8時と午後10時
ボックスコンベアの運転監視	仕様書中4の(2)の通り	施設保全グループ	非常時の業務

別表2

## 勤務時間内通報体制

(火災等の災害発生の場合)

消防署(救急車) 119	東成消防署 ●
警察 110	東成警察署 ●



別表3

## 勤務時間外(夜間・休日)通報体制

(火災等の災害発生の場合)

消防署(救急車) 119	東成消防署 ●
警察 110	東成警察署 ●

## 本館の火災

火災発見者

本館ボイラー室  
内線 ●

## 病院の火災

火災発見者

防災センター(機械室)  
内線 ●または非常電話

## 研究所の火災

火災発見者

健康科学センター中央監視室  
内線 ●

119番

通報

指示

警備員室
事務当直要員を残し出火階に急行する。事務当直は二次通報体制他の連絡に当たる。

内線 ●

機械室(病院)
医療ガス・空調設備等の安全措置を行った後、出火階に急行する。

内線 ●

内科系当直医師
消防署への連絡の確認、非常放送の指示を行った後、防災センターに急行し公設消防隊の到着までの間、消防活動の全体の指揮をとる。

内線 ● PHS ●

電気室
電気室に止まり電気設備の保安・監視に専念する。

内線 ●

## 他の当直(日直)の役割

※ 非常放送後、直ちに行動を開始する

外科系医師	CCU医師	中央手術科医師	看護師長	手術室看護師	事務日直
出火場所に急行し初期消火、避難誘導の指揮をとる。	出火階の隣接階に急行し避難誘導の指揮をとる。	出火階の直上階に急行し避難誘導の指揮をとる。	出火階に急行し避難誘導に当たる。	出火階に急行し避難誘導に当たる。	二次通報体制他の連絡に当たる
内線● PHS●	内線● PHS●	内線● PHS●	内線● PHS●	内線● PHS●	内線● PHS●

## 二次通報体制 連絡員 警備員(休日昼間は事務日直)

→ 業務リーダー 事務局長 事務局次長 マネージャー兼総務・人事リーダー 看護部長

## 三次通報体制 連絡員 業務リーダー

→ マネージャー兼経営企画リーダー 経営企画リーダー 医事リーダー 薬局長 研究所長 調査部長

マネージャー兼総務・人事リーダー → 総長 病院長 副院長 診療局長 総務・人事リーダー

看護部長 → 看護副部長

## 別表 4

### C P R (心肺蘇生) コール

#### 1. C P R コール要請手順

患者容態急変・緊急事態の発生

発見者

防災センター(●)にC P R コール要請

“●病棟まで、C P R コールをお願いします” 2回繰り返す。

連絡の事実は、防災センター設置の電話機に接続したパソコンに、時刻、発信先内線が記録される。

防災センター : 全館緊急放送

<8:00～21:30>

“CPR コール、CPR コール、●病棟まで” 3回繰り返す。

<21:30～8:00>

夜間は1回コールした後、夜間休日警備員室へ電話連絡。

⇒ 連絡を受けた警備員は、直ちに各当直室に電話する。

※ 休日の昼間 (9:00～17:45) 事務日直に連絡

<平日 8:00-21:30>

・全医師参集

<休日・夜間 21:30-8:00>

・当直医参集 (内科、外科、CCU、麻酔科)

・当直看護師長 ・応援可能看護師

#### 2. 各担当者の役割

(1) 発見者 : 直ちに防災センター (●) にC P R コールを要請する。

「●病棟までC P R コールをお願いします」と2回繰り返し伝える。

(2) 防災センター : 要請部署を確認し、直ちに一斉放送する。

<8:00～21:30>

① 「C P R コール、C P R コール、●病棟まで」3回繰り返し放送する。

<21:30～8:00>

① 「C P R コール、C P R コール、●病棟まで」1回放送する。

② 放送後、直ちに夜間休日警備員室 (●) にC P R コールの事実を連絡。

休日の 9:00～17:45 は事務当直 (●) へ連絡。

(3) 警備員・事務当直者 (日直対応)

① C P R コールを聴いたとき、または防災センターからの連絡を受けた後は、直ちに医師・看護師長の日直・当直のP H S～C P R 要請を連絡する。

② 呼び出し音5回以上待ち、返事がなければ次の日直・当直者に電話する。

内科系医師(●)、外科系医師(●)、CCU医師(●)、手術科医師 (●)、看護師長(●)

(4) 当直看護師長

① C P R コールで要請現場へ急行し、医師と連携を取り人手が足りなければさらに現場から要請を行う。

② 当該患者の家族への連絡・調整・支援および当該部署の看護支援を行う。

## 参考資料 9-4 空調、ボイラー、給排水設備及びその他設備の運転管理業務 仕様書

### 業務仕様書

#### 1 目的

この業務仕様書（以下「仕様書」という。）は、地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「甲」という。）と受託者 ○○○○○○（以下「乙」という。）が、大阪府立成人病センターの空調、ボイラー、給排水設備及びその他設備の運転管理業務委託の実施に関して、これら設備の安全かつ効率的な運転操作を行うとともに、必要な巡視点検を行うことによって異常の発見や故障の予防に努め、各設備を常に良好な状態を維持することを目的とする。

#### 2 業務場所

大阪市東成区中道一丁目 3 番 3 号 大阪府立成人病センター

#### 3 建物概要

病院棟 地下 1 階～地上 14 階（塔屋 13・14 階） 延床面積 36,178.05 m<sup>2</sup>

※ 診療部門及び病室

本館 地下 1 階～地上 6 階（一部 7 階） 延床面積 13,636.15 m<sup>2</sup>

主に管理部門

※ 本館のうち集団検診棟が占める延床面積 6,318 m<sup>2</sup>

[内訳] 集団検診棟（地下 1 階～地上 6 階） 延床面積 4,958 m<sup>2</sup>

循環器棟（地下 1 階～地上 6 階） 延床面積 1,360 m<sup>2</sup>

#### 4 業務時間等

##### （1）本館及び病院棟の宿日直業務

平日（休日を除く日）の業務従事時間は、午後 5 時から翌日の午前 9 時までとし、本館機械室に 1 名、病院棟機械室に 1 名の業務従事者を配置することとする。

休日の業務従事時間は、午前 9 時から翌日の午前 9 時までとし、本館機械室に 1 名、病院棟機械室に 1 名の業務従事者を配置することとする。

ただし、休日とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日とする。

##### （2）本館及び病院棟の日勤業務

業務従事時間は、平日（休日を除く日）の午前 9 時から午後 5 時 45 分までとし、本館機械室（本館機械室・集団検診棟機械室）または病院棟機械室に計 2 名の業務従事者を配置することとする。

※ ローティーション勤務制をとるので、一人、週あたり本館機械室、集団検診棟機械室での勤務が各 1 回程度発生する。後は全て病院棟機械室勤務。

##### （3）土曜日、日曜日の各種機器類点検等業務

土曜日、日曜日毎の概ね午前 9 時から正午まで、各種空調設備及び給排水設備等の機器類の点検を実施するための要員を配置すること。

ただし、業務に従事する時間は点検対象機器類によっては、所定の業務時間を持たず終了すること、または所定の業務時間を過ぎることがあるので、その場合は契約の範囲内の業務とすること。

## 5 業務内容

業務内容は、別表1～4の通りする。

ただし、本仕様書に記載されていない事項であっても、契約の目的とする業務で軽微なものについては、現場の状況に応じ、契約金額の範囲内で処理するものとする。

## 6 業務体制等に関する事項

### (1) 業務責任者等の設置と業務体制の確立

乙は、事務責任者、業務責任者及び副業務責任者、業務従事者をもって業務体制を組織する。また、乙は、その内容を本契約締結時に、甲に届出なければならない。

#### ① 本社等の体制

##### ア 事務責任者

事務を掌握し、かつ、業務責任者を指揮する者。

#### ② 現場の体制

##### ア 業務責任者

業務を総合的に把握し、業務従事者を指揮監督するとともに、常に甲の施設管理担当者と連絡がとれ、かつ、甲の施設管理担当者からの業務上の依頼に対して、即座に対応がとれる体制にある者。

##### イ 副業務責任者

業務責任者を補佐し、業務責任者に事故または欠員が生じたときには、業務責任者の代わり業務従事者を指揮監督するとともに、甲の施設管理担当者と連絡がとれ、かつ、甲の施設管理担当者からの業務上の依頼に対して、即座に対応がとれる体制にある者。

##### ウ 業務従事者

業務責任者の指揮監督に従い、本業務に従事する者。

### (2) 業務従事者の資格等

業務に従事する者は、次の①～③の全てに該当すること。

① 建築物の空調設備を含む設備機器の運転管理業務の経験が3年以上であること。

② 消防設備士の免状を有する者または消防設備点検資格者であること。

③ 一級ボイラーテクニカル免許または二級ボイラーテクニカル免許のいずれかを有していること。

### (3) 業務計画書の作成

乙は、業務の実施に先立ち、実施体制、業務を適正に実施するために必要な事項等を記載した業務計画書を毎月作成し、甲の施設管理担当者に提出しなければならない。

### (4) 業務報告書の提出等

① 乙は、処理した業務内容等を毎日記録し、甲の施設管理担当者に報告しなければならない。

② 乙は、1ヶ月毎に業務完了届を甲に提出し、甲の施設管理担当者に提出し、実地または書面

による検査を受けなければならない。

(5) 服務規律

- ① 乙は、従事者に対し、業務を行うに適した統一された服装及び名札を着用させ、業務の従事者であることを明確にするとともに、常に清潔を保たせなければならない。
- ② 乙は、業務の履行を通じて知り得た業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。  
このことは、契約の契約期間満了後及び解除後においても同様とする。
- ③ 乙は、甲の信用を失墜する行為をしてはならない。
- ④ 乙は、常に整理整頓に心掛け、業務終了時は速やかに業務に関係した箇所の後片付け、及び清掃を行わなければならない。

7 その他の事項

(1) 安全管理、危険防止等

- ① 乙は、業務の実施に当たって、危険を伴う作業については、関係法令等に定めがある場合にはそれを遵守するとともに、十分な安全確保に努めなければならない。
- ② 乙は、業務の実施に当たって、甲または第三者に危害または損害を与えないように、万全の措置をとらなければならない。

(2) 業務従事者の指導教育

乙は、業務従事者に対して業務を円滑に遂行するための知識、技術等の指導教育を実施し、業務に支障をきたさないよう万全を期さねばならない。

(3) 甲及び乙の負担の範囲

① 甲の負担

業務の処理に必要な電気、ガス及び水道の料金、業務に使用する材料及び機械器具の経費（乙が持参する工具等を除く。）は、甲の負担とする。なお、乙は、これらの使用にあたっては、経費の節減に努めるとともに、取り扱いに十分注意することとする。

② 乙の負担

①で定める経費以外の業務に係る一切の経費は、乙の負担とする。

③ 業務従事者の控室等

業務従事者の控室及び更衣室については、甲が指定して貸与するものとする。

ただし、夜具等についてはこの限りでない。

別表1

## 病院における業務（宿日直・日勤共通）

項目	業務内容
日常点検業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備機器類の運転状態、音、臭気、変色、振動、温度上昇及び負荷等の点検</li> <li>・自動運転機器の設定値の点検</li> <li>・ファンモーター、軸受の音、温度、Vベルトの状態の点検</li> <li>・給排水ポンプの運転状況の点検</li> </ul>
ボイラー設備運転・管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボイラー設備の運転及び監視</li> <li>・高圧ヘッダー、低圧ヘッダーの送気圧力の監視、調整及び蒸気配管の点検</li> <li>・ストレージタンク、熱交換器の温度・水圧、ポンプの点検及び調整</li> <li>・真空給水ポンプの運転及び監視</li> <li>・水面計及び各種装置の機能点検</li> <li>・運転終了後の缶水吹き出し</li> </ul>
冷暖房設備運転・管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・吸収式冷温水発生機、チラーエニットの運転及び監視</li> <li>・冷温水ポンプ、冷水ポンプ、冷却水ポンプ、冷水槽、クーリングタワーの点検</li> <li>・モーターの温度、回転音の点検</li> <li>・各部計器の設定値の点検</li> </ul>
火災受信盤監視	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院棟の火災受信盤が発報したときは、防災センターの係員と連絡を密にし、警戒区域図により発報場所に急行し、火災報か非火災報かを確認する。</li> <li>・火災の発生を確認したときは、「火災時の防災体制」に基づき設備の安全措置、初期消火及び在館者の避難誘導等、臨機の処置を行う。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空調機、ファンコイル及び付属機器、給水管、自動水栓等の水漏れ・不具合、排水系統の詰まり等が生じたときは、速やかに適切な処置を行う。</li> <li>・設備機器が所定の能力を発揮せず、その原因が機器の故障と思われる場合は、臨機の応急処置を行い、その被害を最小限に止めるよう努める。</li> <li>・設備関係の事故、停電・断水等が起こったときは、臨機の応急処置を行い、その被害を最小限に止めるよう努める。</li> <li>・設備関係の故障、事故等があったときは、甲の職員に必ず書面により報告する。</li> <li>・業務の遂行上必要と思われるときは、病院棟機械室に勤務する宿日直勤務者と相互に連絡または共同して業務を行う。</li> </ul>

主な設備機器リスト	<ul style="list-style-type: none"><li>• 热源設備<ul style="list-style-type: none"><li>a. 炉筒煙管ボイラー</li><li>b. ストレージタンク（低層用・高層用）</li><li>c. 吸収式冷温水発生機</li><li>d. チラーユニット</li></ul></li><li>• 給排水設備</li><li>• 火災受信盤</li></ul>
-----------	--

別表 2

## 本館における業務（宿日直・日勤共通）

項目	業務内容
日常点検業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備機器類の運転状態、音、臭気、変色、振動、温度上昇及び負荷等の点検</li> <li>・自動運転機器の設定値の点検</li> <li>・ファンモーター、軸受の音、温度、Vベルトの状態の点検</li> <li>・給排水ポンプの運転状況の点検</li> <li>・消火栓ポンプの目視点検</li> </ul>
冷暖房設備運転・管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・吸収式冷温水発生機の運転及び監視</li> <li>・冷温水ポンプ、冷却水ポンプ、クーリングタワーの点検</li> <li>・モーターの温度、回転音の点検</li> <li>・各部計器の設定値の点検</li> </ul>
火災受信盤監視	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本館火災受信盤の監視</li> <li>・火災報が発報したときは、直ちに防災センター（病院棟）に連絡するとともに、警戒区域図により発報場所に急行し、火災報か非火災報かを確認する。</li> <li>・火災の発生を確認したときは、「火災時の防災体制」に基づき設備の安全措置、初期消火及び在館者の避難誘導等、臨機の処置を行う。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空調機、ファンコイル及び付属機器、給水管、自動水栓等の水漏れ・不具合、排水系統の詰まり等が生じたときは、速やかに適切な処置を行う。</li> <li>・設備機器が所定の能力を発揮せず、その原因が機器の故障と思われる場合は、臨機の応急処置を行い、その被害を最小限に止めるように努める。</li> <li>・設備関係の事故、停電・断水等が起こったときは、臨機の応急処置を行い、その被害を最小限に止めるように努める。</li> <li>・設備関係の故障、事故等があったときは、甲の職員に必ず書面により報告する。</li> <li>・業務の遂行上必要と思われるときは、病院棟機械室に勤務する宿日直勤務者と相互に連絡または共同して業務を行う。</li> </ul>
主な設備機器リスト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱源設備（吸収式冷温水発生機）</li> <li>・給排水設備</li> <li>・火災受信盤</li> </ul>

立体駐車場棟における業務（本館業務に含む）

項目	業務内容
日常点検業務	<ul style="list-style-type: none"><li>・消防用設備点検 泡消火設備の自動警報（アラーム弁）一次・二次側圧力点検・記録屋内 消火栓・不活性ガス消火設備の目視点検</li><li>・給排水設備点検 雨水貯留槽の水位及び散水状況の点検 排水口の点検及び清掃</li></ul>

別表3

## 本館(集団検診棟)における日勤業務

項目	業務内容
日常点検業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備機器類の運転状態、音、臭気、変色、振動、温度上昇及び負荷等の点検</li> <li>・自動運転機器の設定値の点検</li> <li>・ファンモーター、軸受の音、温度、Vベルトの状態の点検</li> <li>・給排水ポンプの運転状況の点検</li> <li>・消火栓ポンプ、スプリンクラーポンプの目視点検</li> </ul>
冷暖房設備運転・管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・吸収式冷温水発生機の運転及び監視</li> <li>・冷温水ポンプ、冷却水ポンプ、膨張タンク、クーリングタワーの点検</li> <li>・モーターの温度、回転音の点検</li> <li>・各部計器の設定値の点検</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空調機、ファンコイル及び付属機器、給水管、自動水栓等の水漏れ・不具合、排水系統の詰まり等が生じたときは、速やかに適切な処置を行う。</li> <li>・設備機器が所定の能力を発揮せず、その原因が機器の故障と思われる場合は、臨機の応急処置を行い、その被害を最小限に止めるよう努める。</li> <li>・設備関係の事故、停電・断水等が起こったときは、臨機の応急処置を行い、その被害を最小限に止めるよう努める。</li> <li>・設備関係の故障、事故等があったときは、甲の職員に必ず書面により報告する。</li> <li>・火災の発生を確認したときは、「火災時の防災体制」に基づき設備の安全措置、初期消火等の臨機の処置を行う。</li> <li>・業務の遂行上必要と思われるときは、本館・病院棟機械室に勤務する甲の職員と相互に連絡または共同して業務を行う。</li> </ul>
主な設備機器リスト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱源設備 (吸収式冷温水発生機)</li> <li>・給排水設備</li> </ul>

別表 4

## 土曜日、日曜日の各種機器類点検等業務

項目	点検内容				
本館東館系統空調機	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電流記録</li> <li>・運転時の異常の有無</li> <li>・Vベルトの異常の有無</li> <li>・ロールフィルターの点検及び巻き取り</li> </ul>				
本館系統冷温水機冷却塔 ※冷温水機 2基は本館集団 検診棟に設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補給水ポンプの点検</li> <li>・エリミネーターの洗浄</li> <li>・上部水槽・下部水槽の清掃及び水の入替（夏季前に実施）</li> </ul>				
病院棟系統空調機・給排気 ファン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電流記録</li> <li>・運転時の異常の有無</li> <li>・Vベルトの異常の有無</li> <li>・ロールフィルターの点検及び巻き取り</li> </ul>				
病院棟系冷温水機・チラー・ 冷凍(冷蔵)庫・剖検室(AC-2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補給水ポンプの点検</li> <li>・エリミネーターの洗浄</li> <li>・上部水槽・下部水槽の清掃及び水の入替（夏季前に実施）</li> <li>・夏季のみ点検 CT-1(R-1), CT-2(R-2), CT-5(AC-2)</li> <li>・通年で点検 CT-3(R-3), CT-4(チラー), CT-6(給食・剖検室)</li> </ul> <p>※注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ CT-3 給水後エアー抜きして、冷却水ポンプの試運転を行い正常運転を確認する。</li> <li>・ CT-6 給食・剖検室のコンプレッサーを停止し、給食室の自立盤でP-26を停止してから点検する。 P26-1, P26-2(CT-6)は各週毎にバルブを開閉して切り替える。</li> </ul>				
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院棟B1F・1Fのエレベーター後部パイプシャフト内の蒸気洩れ有無の確認</li> <li>・揚水ポンプ、ボイラー用補給水ポンプ、冷温水ポンプ、冷却水ポンプ、消火用ポンプの状態の点検及び軸受け注油</li> </ul>				
点検要領	<p>(例)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">土曜日 本館東館</td> <td style="width: 70%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空調機、冷却塔点検</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>病院棟</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・B1F～4Fの空調機・給排気ファンの点検</li> <li>・揚水ポンプ・ボイラー用補給水ポンプ・冷温水ポンプ・消火用ポンプの点検注油</li> </ul> </td> </tr> </table>	土曜日 本館東館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空調機、冷却塔点検</li> </ul>	病院棟	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B1F～4Fの空調機・給排気ファンの点検</li> <li>・揚水ポンプ・ボイラー用補給水ポンプ・冷温水ポンプ・消火用ポンプの点検注油</li> </ul>
土曜日 本館東館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空調機、冷却塔点検</li> </ul>				
病院棟	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B1F～4Fの空調機・給排気ファンの点検</li> <li>・揚水ポンプ・ボイラー用補給水ポンプ・冷温水ポンプ・消火用ポンプの点検注油</li> </ul>				

	<p>日曜日 病院棟</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• PH1F・PH2Fの空調機・給排気ファンの点検、冷却塔点検、冷却水ポンプの点検注油 点検時に異常を発見した場合、簡易な故障等であれば修理を実施する。それ以外の異常であれば甲の職員に速やかに報告する。</li></ul>
--	--

## 参考資料 9-5 空調機等のフィルター清掃、取替業務 仕様書

### 仕 様 書

#### 第1節 一般事項

##### 1.1 適用

- (1) 本業務仕様書(以下「仕様書」という。)は、独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立成人病センターにおける空調機等のフィルタ一点検、清掃、取替え、廃棄に係る業務に適用する。
- (2) 仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受注者の責任において履行すべきものとする。
- (3) 空調機等のフィルタ一点検、清掃、取替え、廃棄に係る業務に係る契約図書は以下によるものとし、相互に補完するものとする。ただし、契約図書間に相違がある場合の優先順位は、①契約書、②仕様書の順番とし、これにより難い場合は1.9「疑義に対する協議等」による。

##### 1.2 用語の定義

仕様書において用いる用語の定義は、次による。

- (1) 「甲」とは、発注者である地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立成人病センターをいう。
- (2) 「乙」とは、独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立成人病センターにおける空調機等のフィルタ一点検、清掃、取替え、廃棄に係る業務の受託者をいう。

##### 1.3 業務の履行場所

大阪市東成区中道1丁目3番3号 大阪府立成人病センター

##### 1.4 業務期間

自 平成21年9月1日 至 平成24年8月31日

##### 1.5 業務時間

休日の午前8時から午後5時までとする。

休日とは、土曜日、日曜日、国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律178号)に規定する休日及び12月29日から1月3日(以下「休日」という。)とする。

ただし、手術室、ICU室、動物飼育室等の緊急性、24時間運転等の系統にあっては、乙は甲に報告相談の上、甲の了承を得た日時に業務を行うものとする。

##### 1.6 実施業務

空調機等のフィルターの点検、清掃、取替業務及び廃棄業務を行う。

フィルターの仕様、数量、取替時期等については、別添1・2の「フィルター清掃・取替工程表」及び別添3の「作業要領」並びに仕様書2の「空調機等フィルター清掃・取替業務 仕様書2」の通りする。

## 1.7 甲の負担

- (1) 業務実施に必用な電気、水道等の光熱水費。
- (2) 業務実施に必用な車両の病院内駐車場の利用は、甲が場所、時間を指定し無償利用できるものとする。
- (3) 施設内の便所、エレベーター、食堂等の一般共用施設は、利用できるものとする。

## 1.8 乙の負担

### (1) エアフィルター

空調機等のエアフィルター清掃、取替えに伴うエアフィルター本体、それに付属する取付枠。  
使用するエアフィルターは、規格に合致する品質優良で予め甲の承認または指定を受けたものとする。

### (2) 処理費用

エアフィルター廃棄に伴う処理費用一式

廃棄処理するエアフィルターは、産業廃棄物、放射性廃棄物に該当するのでその処理は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下「放射線障害防止法」という。）」に従い適正に行うとともに予め甲の承認を受けるものとする。

### (3) 機材

風速計等の点検に必用な器具一式、掃除機、バケツ等の掃除用具一式、ゴミ運搬用ダストカート、台車、収集用袋等

### (4) 消耗品

空調機等のエアフィルター清掃、取替え、廃棄に伴う洗浄用洗剤、雑巾ウエス類、タオルゴムまたはビニル製手袋、防塵マスク、ゴーグル形保護眼鏡等。また使用する機材、洗剤は、品質優良なものを使用し予め甲の承認、指定を受けたものとする。

### (5) 従事者の制服及び名札等

### (6) 各種報告書の用紙

## 1.9 疑義に対する協議等

- (1) 契約図書に定められた内容に疑義が生じた場合は、甲と協議する。
- (2) 協議を行った結果、契約図書の訂正または変更を行う場合は、乙及び甲の協議による。
- (3) 協議を行った結果、契約図書の訂正または変更に至らない事項は、2.4「業務の記録」(1)の規定による。

## 1.10 報告書の書式等

報告書の書式は、別に定めがある場合を除き、甲の指示による。

## 1.11 関係法令等の遵守

乙は、業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

## 第2節 業務関係図書

## 2.1 業務計画書

乙は、業務の実施に先立ち、実施体制、全体工程等、必要な事項を総合的にまとめた業務計画書を作成し、甲の施設管理担当者の承諾を受ける。

## 2.2 作業計画書

乙は、業務計画書に基づき作業別に、実施日時、作業内容、作業手順、作業範囲、業務責任者名、安全管理等を具体的に定めた作業計画書を作成して、作業開始前に甲の承諾を受ける。

## 2.3 貸与資料

業務対象機器に備付の図面、取扱説明書等は使用することができる。ただし、作業終了後は現状に復するものとする。

## 2.4 業務の記録

- (1) 甲と協議した結果について記録を整備する。
- (2) 業務全般的な経過を記載した書面を作成する。
- (3) ひとつの業務が終了した場合は、その内容を記載した書面を作成する。
- (4) (1)から(3)の記録について、甲より請求された場合は、提出する。

# 第3節 業務現場監理

## 3.1 業務管理

業務を完了させるために、業務管理体制を確立し、品質、工程、安全等の業務管理を行う。

### (1) 業務計画書の作成等

乙は、業務実施に先立ち実施体制、作業工程、業務を行うに当って業務を適正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書を作成し、甲に提出しなければならない。

### (2) 業務報告書の提出等

ア 乙は、処理した業務内容を記録し、甲に報告するものとする。

イ 乙は、1ヶ月毎に業務完了届けを甲に提出し実地または書面による検査を受けるものとする。

ウ 乙は、定期、緊急の点検、取替えを実施した場合にもその都度、業務完了届けを甲に提出し、実地または書面による検査を受けるものとする。

### (3) 業務の再点検及び手直し

乙は、甲からの業務上の不備の指摘があった場合、業務を再点検した上で手直し等の措置を講じるものとする。

### (4) 共同検査の実施

業務の適正な履行を確保することを目的に、甲が必要と認めた場合、甲と乙が双方立会いの上業務の共同検査を行うものとする。また、共同検査において問題点等が発見された場合は、適正な履行ができるよう甲乙協議の上、調整するものとする。

## 3.2 業務責任者

- (1) 乙は、業務責任者を定め甲に届け出る。また、業務責任者を変更した場合も同様とする。
- (2) 業務責任者は、業務担当者に業務目的、作業内容、及び甲の指示事項等を伝え、その周知徹底を図る。
- (3) 業務責任者は、業務担当者以上の経験、知識及び技能を有するものとする。なお、業務責任者は業務担当者を兼ねることができる。

### 3.3 業務条件

- (1) 業務の実施時期については、別添1・2の「フィルター清掃・取替工程表」に基づくものとし、具体的日時については、その都度、甲乙が協議し調整・決定する。
- (2) 業務時間を変更する必要がある場合には、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受ける。
- (3) 乙は、常に適正な点検を行い病院機能に支障なきようエアフィルターの交換を行う。また、突発的な事象ににも迅速な対応を行う。

### 3.4 環境衛生管理体制

- (1) 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に従い、環境衛生の維持管理に関する監督を行い衛生的環境の確保に努める。
- (2) 乙は、業務従事者に対して必用な健康診断を定期的に実施し、その健康管理に万全の注意を払うものとする。
- (3) 乙は、業務従事者の中で体調不良の者や、感染症に罹患した疑いのある者が発生した場合は、速やかに甲の業務管理担当者にその詳細を報告するとともに、事後の処置について指示を受けなければならない。

### 3.5 業務の安全衛生管理

- (1) 業務担当者の労働安全衛生に関する労務管理については、業務責任者がその責任者となり関係法令に従って行う。
- (2) 乙は、業務実施に当たり甲または第三者に危害または損害を与えないよう万全の措置をとらなければならない。
- (3) 乙は、R I 管理区域内（研究所1・2F）の作業にあたっては、放射線障害防止法に基づき、放射線取扱主任者（第1種）を配置し、管理区域内の汚染状況の検査を行うとともに、汚染物の外部への持ち出し、作業者の被曝などの放射線障害の防止についての監督を必ず行うこと。

### 3.6 喫煙

成人病センター病院・研究所敷地内は全て全面禁煙であるので、敷地内における喫煙は厳重に禁止する。業務従事者にそのことを周知徹底すること。

### 3.7 出入禁止箇所

業務に関係ない場所及び室への出入りは禁止する。

## 第4節 業務の実施

#### 4.1 業務担当者

- (1) 業務担当者は、その作業等の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。
- (2) 法令により作業等を行う資格が定められている場合は、当該資格を有する者が、当該作業等を行う。

#### 4.2 服装等

- (1) 業務関係者は、業務及び作業に適した服装並びに履物で業務を実施する。
- (2) 業務関係者は、名札、腕章を着けて業務を行う。また、常に清潔に留意する。

#### 4.3 服務規律

- (1) 乙は、業務の履行を通じて知り得た業務上の情報を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約期間満了後及び解除後においても同様とする。
- (2) 乙は、業務場所が病院であることを十分承知の上、患者の接遇については万全を期すること。
- (3) 乙は、甲の信用失墜行為をしてはならない。

#### 4.4 施設管理担当管理者の立会い

作業等に際して甲の施設管理担当者の立会いを求める場合は、あらかじめ申し出る。

#### 4.5 業務の報告

業務責任者は、作業等の結果を記載した業務報告書を作成し、甲の施設管理担当者へ、あらかじめ定められた日に報告する。

### 第5節 廃棄物の処理等

#### 5.1 廃棄物の処理等

- (1) 業務の実施に伴い発生した廃棄物の処理は、乙の負担とする。
- (2) 発生材の保管場所及び集積場所は、別途指示する。

#### 5.2 産業廃棄物等

- (1) 業務の実施に伴い発生した産業廃棄物等は、積み込み殻最終処分までを産業廃棄物処理業者に委託し、マニフェスト交付を経て適正に処理する。なお、特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物）については発生しない。
- (2) 放射線障害防止法に係る廃棄物は、梱包後、甲の指示する集積場所に保管する。

### 第6節 業務に検査

#### 6.1 業務の検査

乙は、契約書に基づき、その支払いに係る請求を行うときは次の書類を用意し、発注者の定した者が行う業務の検査を受けるものとする。

- (1) 契約図書
- (2) 業務完了届

(3) 業務報告書



**フィルター清掃・取替工程表**

病院棟・本館(東館・集団検診棟) -2

種類	記号	系統名称	サイズ	数量	清掃・取替時期			
					平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
プレフィルター (パネル型 ろ材交換タイプ) ※5回程度反復清掃後取替 ※契約期間中の取替回数2回(H22年、H24年)	病院 AC-14	5F 電算機室	430×530	12		5月/8月/11月	2月/5月/8月/11月	2月/5月/8月
	病院 AC-17	3F～12F ELVホール	430×530	15		5月/8月/11月	2月/5月/8月/11月	2月/5月/8月
	集検 AC-1	6F 大講堂	430×430	12		5月/8月/11月	2月/5月/8月/11月	2月/5月/8月
	集検 AC-2	6F 集検棟図書室	430×430	6		5月/8月/11月	2月/5月/8月/11月	2月/5月/8月
	集検 AC-3	5F 集検棟	430×430	15		5月/8月/11月	2月/5月/8月/11月	2月/5月/8月
	病院EF-26-1	トイレ排気	430×430	56		6月/9月/12月	3月/6月/9月/12月	3月/6月
	病院EF-26-1	トイレ排気	430×430	64		6月/9月/12月	3月/6月/9月/12月	3月/6月
グリスフィルター ※既存のものと交換後、取り外したフィルターを清掃(洗浄)・乾燥	病院EF-36-A	B1F 給食厨房排気 アルミ製	720×400	4	11月	7月/11月	7月/11月	7月
		アルミ製	500×400	2	11月	7月/11月	7月/11月	7月
		受け網	100×200	1	11月	7月/11月	7月/11月	7月
	病院EF-36-B	B1F 給食厨房排気 アルミ製	800×500	2	11月	7月/11月	7月/11月	7月
		アルミ製	800×350	2	11月	7月/11月	7月/11月	7月
		アルミ製	500×500	1	11月	7月/11月	7月/11月	7月
		アルミ製	500×350	1	11月	7月/11月	7月/11月	7月
		受け網	100×200	1	11月	7月/11月	7月/11月	7月
手術室排気口 フィルター ※既存のものと交換後、取り外したフィルターを清掃(洗浄)・乾燥	病院 A2	OP-A	570×270	1	11月	7月/11月	7月/11月	7月
	病院 A3		570×270	1	11月	7月/11月	7月/11月	7月
	病院 B2	OP-B	570×270	1	11月	7月/11月	7月/11月	7月
	病院 B3		570×270	1	11月	7月/11月	7月/11月	7月
	病院 C2	OP-C	570×270	1	11月	7月/11月	7月/11月	7月
	病院 C3		570×270	1	11月	7月/11月	7月/11月	7月
	病院 D2	OP-D	570×270	1	11月	7月/11月	7月/11月	7月
	病院 D3		570×270	1	11月	7月/11月	7月/11月	7月
	病院 E2	OP-E	570×270	1	11月	7月/11月	7月/11月	7月
	病院 E3		570×270	1	11月	7月/11月	7月/11月	7月
	病院 F1	OP-F	570×270	1	11月	7月/11月	7月/11月	7月
	病院 F3		270×270	1	11月	7月/11月	7月/11月	7月
	病院 F4		270×270	1	11月	7月/11月	7月/11月	7月
	病院 G2	OP-G	570×270	1	11月	7月/11月	7月/11月	7月
	病院 G3		370×370	1	11月	7月/11月	7月/11月	7月
	病院 G4		370×370	1	11月	7月/11月	7月/11月	7月
	病院 H1	OP-H	570×370	1	11月	7月/11月	7月/11月	7月
	病院 H3		370×370	1	11月	7月/11月	7月/11月	7月
	病院 H4		370×370	1	11月	7月/11月	7月/11月	7月
	病院 I 3	OP-I	370×370	1	11月	7月/11月	7月/11月	7月
	病院 I 4		370×370	1	11月	7月/11月	7月/11月	7月
	病院 J1	OP-J	350×800	1	11月	7月/11月	7月/11月	7月
	病院 J2		350×610	2	11月	7月/11月	7月/11月	7月
	病院 J3		350×800	1	11月	7月/11月	7月/11月	7月
	病院 J4		350×610	2	11月	7月/11月	7月/11月	7月











### フィルター清掃・取替工程表

研究所-6

種類	記号	系統・名称・設置場所等	サイズ	数量	清掃・取替時期			
					平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
ファンコイルユニットフィルター(4)	FCUW-6-11-1	11F 細胞保管室	不織布 450X235X40	1	9月	9月	9月	
			不織布 580X235X40	1	9月	9月	9月	
	FCUW-12-11-1	11F 遠心分離室	不織布 450X235X40	1	9月	9月	9月	
			不織布 580X235X40	1	9月	9月	9月	
			不織布 730X235X40	1	9月	9月	9月	
			不織布 450X235X40	1	9月	9月	9月	
	FCU-2-12-1	12F 東エレベーターホール	不織布 450X235X40	1	9月	9月	9月	
	FCU-2-12-2		不織布 450X235X40	1	9月	9月	9月	
	FCU-2-12-3	12F 汚染検査室	不織布 450X235X40	1	9月	9月	9月	
	FCU-6-12-1	12F RI管理室	不織布 450X235X40	1	9月	9月	9月	
			不織布 580X235X40	1	9月	9月	9月	
			不織布 730X235X40	1	9月	9月	9月	
	FCUW-4-12-1	12F 培養室	不織布 730X235X40	1	9月	9月	9月	
	FCUW-6-12-1	12F 洗浄室	不織布 450X235X40	1	9月	9月	9月	
			不織布 580X235X40	1	9月	9月	9月	
			不織布 450X235X40	1	9月	9月	9月	
			不織布 580X235X40	1	9月	9月	9月	
	FCUW-6-12-3	12F 貯蔵室	不織布 450X235X40	1	9月	9月	9月	
			不織布 580X235X40	1	9月	9月	9月	
	FCUW-8-12-1	12F RI実験室(4)	不織布 580X235X40	1	9月	9月	9月	
			不織布 730X235X40	1	9月	9月	9月	
			不織布 580X235X40	1	9月	9月	9月	
			不織布 730X235X40	1	9月	9月	9月	
HEPAフィルタユニット	HEPA-FCU	9F 培養室	610X1220X150t	1	9月	9月	9月	
	HEPA-FCU	9F 顕微鏡室	610X1220X150t	1	9月	9月	9月	
	ACP-10-1	10F 病理第1研究室	610X1220X150t	1	9月	9月	9月	
	HEPA-ACP	11F クリーンルーム	610X915X150t	1	9月	9月	9月	
	HEPA-ACP	13F 無菌マウス更衣	610X915X150t	1	9月	9月	9月	
RI排気処理ユニット(6台)	RFU-12-1-1	活性炭フィルター	610X610X290t	1	10月		10月	
	RFU-12-1-2		610X610X290t	2	10月		10月	
	RFU-12-1-3		610X610X290t	2	10月		10月	
	RFU-12-1-4		610X610X290t	2	10月		10月	
	RFU-12-1-5		610X610X290t	2	10月		10月	
	RFU-12-1-6		610X610X290t	1	10月		10月	
RI排気処理ユニット(4台)	RFU-12-2-1	活性炭フィルター	610X610X290t	2	12月		12月	
	RFU-12-2-2		610X610X290t	1	12月		12月	
	RFU-12-2-3		610X610X290t	1	12月		12月	
	RFU-12-2-4		610X610X290t	1	12月		12月	

## 作業要領

### 1 フィルターの取替時期等

- (1) 病院棟及び本館については、仕様書1の別添1「フィルター清掃・取替工程表（以下「工程表」という。）」記載の通りとし、研究所については、別添2の「フィルター清掃・取替工程表（以下「工程表」という。）」記載の通りとする。
- (2) フィルターは、原則、取替時期が到来したとき、その全部を取り替えることとする。ただし、病院棟及び本館の「工程表」中のプレフィルター（パネル型 ろ材交換タイプ）については、ろ材を反復清掃した後取り替えるものとし、取替時期は平成22年と平成24年中に各1回行うものとし、取替月等については、甲乙が協議して決定する。(3) 病院棟及び本館の「工程表」中のグリスフィルター及び手術室排気口フィルターについては、「工程表」に記載する時期毎に清掃を実施する。

### 2 フィルターの取替時の注意事項

- (1) フィルター着脱作業は、塵埃から身体を保護するために長袖、長ズボンの作業服にヘルメット、防塵マスク、ゴーグル形保護眼鏡、ゴムまたはビニール製手袋を必ず着用する。
- (2) 取替作業は、送風機を停止させて行うとともに、室内に塵埃等が飛散しないよう十分な養生を行い実施すること。具体については甲が指示する。
- (3) 研究所、病院棟の清潔区域（動物実験室、手術室等）の作業にあたっては、無塵衣等を着用するとともに、履物の履き替え等を行い実施すること。具体については甲が指示する。
- (4) R I 管理区域内（研究所12F）の作業にあたっては、放射線障害防止法に基づき、放射線取扱主任者（第1種）を配置し、管理区域内の汚染状況の検査を行うとともに、汚染物の外部への持ち出し、作業者の被曝などの放射線障害の防止についての監督を必ず行うこと。
- (5) 取替後の廃フィルター、ろ材等については、廃棄物処理法に基づき産業廃棄物として適正に処理すること。また、R I 管理区域内（研究所12F）から排出された廃フィルター等については、放射線障害防止法に基づく適正に取扱い、甲の指定する保管場所に搬入すること。

### 3 各フィルター毎の作業手順

- (1) プレフィルター [パネル型 ろ材交換タイプ] (病院棟・本館)
  - ① フィルターからろ材を取り出した後、周辺清掃を行う。取り出したろ材は塵埃等を掃除機により吸引し、洗浄液に浸した後よく水洗いして日陰で乾燥させ再生使用する。
  - ② ろ材に、破れ、変形等がある場合は、洗浄再生せず新しい物と取り替える。その場合、甲の職員と協議することとする。
  - ③ フィルターの取替時期は、4ヶ月に1回の清掃を5回程度反復清掃した後が一応の目安となるが塵埃等の状況によっては新しい物と交換する。その場合、甲の職員と協議することとする。
- (2) プレフィルター [パネル型 ろ材交換タイプ] (研究所)
  - ① フィルターからろ材を取り出し周辺清掃を行った後、新しいろ材を取り付ける。③ 取替までの間の洗浄・清掃については甲の職員が行う。

(3) プレフィルター [ロールタイプ]

ろ材の取替の目安は原則工程表の通りとするが、制御盤のろ材終了表示灯(橙色)が点灯したとき、または目視によりろ材の終了時期を確認したときは、甲乙が協議し取替時期を決定するものとする。

(4) 中性能フィルター

- ① フィルターを取り外し、周辺清掃を行った後、新しいフィルターを取り付けること。
- ② 差圧計が付いているものについては、取替前、取替後の測定値を記録するとともに、異常値があつた場合は速やかに甲の職員に報告すること。

(5) 高性能フィルター

- ① フィルターを取り外し、周辺清掃を行った後、新しいフィルターを取り付けること。
- ② 差圧計が付いているものについては、取替前、取替後の測定値を記録するとともに、異常値があつた場合は速やかに甲の職員に報告すること。

(6) HEPA フィルター

- ① フィルターを取り外し、周辺清掃を行った後、新しいフィルターを取り付けること。
- ② 差圧計が付いているものについては、取替前、取替後の測定値を記録するとともに、異常値があつた場合は速やかに甲の職員に報告すること。

(7) 研究所 活性炭フィルター [パネル形 ろ材、枠一体形タイプ]

- ① フィルターを取り外し、周辺清掃を行った後、新しいフィルターを取り付けること。
- ② 差圧計が付いているものについては、取替前、取替後の測定値を記録するとともに、異常値があつた場合は速やかに甲の職員に報告すること。

(8) 研究所 脱臭フィルター [パネル形 ろ材、枠一体形タイプ]

- ① フィルターを取り外し、周辺清掃を行った後、新しいフィルターを取り付けること。
- ② 差圧計が付いているものについては、取替前、取替後の測定値を記録するとともに、異常値があつた場合は速やかに甲の職員に報告すること。

(9) 研究所 ファンコイルユニット (中性能フィルター)

- ① フィルターを取り外し、周辺清掃を行った後、新しいフィルターを取り付けること。
- ② 室内に塵埃等が飛散しないよう十分な養生を行い実施すること。

(10) 病院棟 グリスフィルター [厨房天井内 アルミ製]

- ① 作業日程等は、甲の職員と協議し決定する。
- ② 汚染したフィルターを取り外し、甲が支給するグリスフィルターと取り替える。取り外したグリスフィルターは、洗浄液に浸けた後ジェット洗浄等で汚れを落とし乾燥させ、甲の職員に引き渡す。
- ③ フィルターの取替時には、ボックス内部周辺及びダクト前方にある網も洗浄清掃すること。

(11) 病院棟 手術室排気口フィルター [厨房天井内 アルミ製]

- ① 作業日程等は、甲の職員と協議し決定する。
- ② 汚染したフィルタを取り外し、甲が支給するプレフィルターと取り替える。取り外したプレフィルターは、洗浄液に浸けた後ジェット洗浄等で汚れを落とし乾燥させ、甲の職員に引き渡す。

## 参考資料 9-6 血液・化学療法科冷凍庫・輸血室血液保冷庫警報整備業務 仕様書

### 仕 様 書

この仕様書は、業務の内容を示すものであるが、この仕様書に記載されていない事項であっても、これに付随して必要と認められる軽微な部分は、契約金額の範囲内で実施するものとする。

#### 1 方 法

警備にあたっては、警報警備方式（機械警備）により行うものとする。

#### 2 警備時間の範囲及び実施時間

- (1) 警備時間は、温度異常及び火災異常について、原則として 24 時間警備とする。
- (2) 防犯異常については、血液・化学療法科医局超低温保冷庫室及び輸血検査室血液保冷庫設置室が無人の状態にあるときとする。この場合、甲からの警報開始の信号を乙が受信したときに始まり、甲からの警報装置作動解除の信号を乙が受信したときに終了する間の時間とする。
- (3) 前項の規定にかかわらず、甲の業務に伴いその時間を変更するものとする。

#### 3 警備実施要領

##### (1) 警備機構

###### ア 警報装置

血液・化学療法科医局超低温保冷庫室及び輸血検査室血液保冷庫設置室で発生した異常事態を乙の警備本部へ異常事態別に自動的に通報すること。

###### イ 乙の警備本部

乙は警備実施時間中、警報受信装置を間断なく監視するとともに、常に警備員との連絡を保持すること。

###### ウ 警備員

常に乙の警備本部との連絡を保持し、甲の異常事態発生に備えること。

- (2) 警報装置の取扱及び警備実施中における甲の入退室は別記 1 の通りとする。
- (3) 異常事態発生時における乙の処置

警報受信装置が血液・化学療法科医局超低温保冷庫室及び輸血検査室血液保冷庫設置室に異常が発生したことを報知したときは、乙は以下の対応をすること。

###### ア 温度異常の場合

乙は温度異常信号受信時、甲の緊急連絡先へ連絡をいれること、ただし、連絡がつかない時は乙は警備員を急行させ、異常事態の発生を確認するとともに事態の拡大防止に努めること。

###### イ 防犯異常の場合

乙は防犯異常信号受信時、甲の警備室へ連絡し、乙の警備員を急行させる旨伝え、警備員到着後異常事態の発生を確認するとともに、事態の拡大防止に努めること。

###### ウ 火災異常の場合

乙は、火災異常信号受信時、甲の警備室へ連絡し火災異常信号受信の旨伝え、同時に乙の警備員を急行させ異常事態の発生を確認する。異常が確認された場合は関係部署へ連絡すること。

##### (4) 事故報告書の提出

警備実施時間中に事故等が発生したときは、乙は事故報告書を甲に提出すること。

(5) 甲が乙に預託した鍵の取り扱い

業務遂行のため、甲が乙に預託した甲の鍵は、勤務中の警備員の責任の下に保管し、その他の場合には乙の鍵保管庫に保管すること。

1 警備開始時と終了時の取り扱い（防犯異常に対処するもの）

（1）開始における取り扱い（防犯異常に対処するもの）

ア 甲における取り扱い

甲の最終退出者は温度監視、防火、防犯の事故防止上必要な処置をなし、確認ランプ各警報機器のセット状況を確認する。（ただし、温度監視、防火監視は、24時間警備）

イ 乙の事業所における取り扱い

甲の最終退室者がコントローラをICステックカードによって操作することにより、自動的に表示される警備開始の信号を確認し、警備を開始する。（ただし、温度監視、防火監視は、24時間警備）

（2）警備終了時における取り扱い（防犯異常に対処するもの）

ア 甲における取り扱い

甲の最初の入室者は、内部に設置したコントローラをICステックカードによって操作し解除する。（ただし、温度監視、防火監視は、24時間警備）

イ 乙の事業所における取り扱い

甲の最初の入室者が、コントローラをICステックカードによって操作することにより、自動的に表示される警備開始の信号を確認し、警備を終了する。（ただし、温度監視、防火監視は、24時間警備）

2 警備実施時間中における入室

原則認めない。ただし、真にやむを得ない場合のみ、次の要領により行う。

- （1）甲の届け出の緊急連絡者は、乙に対し、警備中断の申し入れをして、コントローラをICステックカードによって操作した後、甲の責任において処理するものとする。
- （2）甲の臨時入室中の警備は、甲の責任において実施する。

● 特記事項

- ・防犯警報警備は当分の間警備を必要としないので作動させない。
- ・センターが必要とするときは、乙に連絡のうえ、作動させる。
- ・前項により作動させたとしても、乙は新たな料金を、請求しないものとする。

## 参考資料 9-7 消防用設備等点検保守業務 仕様書

### 仕様書

#### 1 目的

この仕様書は、委託者 地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）が、大阪府立成人病センターの消防用設備等点検保守業務の業務委託の実施に関して、業務の確実な実施を確保するため、業務の詳細についての定め、円滑な業務運営をはかることを目的する。

#### 2 業務場所

大阪市東成区中道一丁目 3 番 3 号  
大阪府立成人病センター

#### 3 施設の概要

病院棟（MR 棟を含む）	地下 1 階～地上 12 階	延床面積 36,570.57 m <sup>2</sup>
本館（主に管理部門）	地下 1 階～地上 6 階（一部 7 階）	延床面積 13,636.15 m <sup>2</sup>
立体駐車場棟	地上 3 階	延床面積 4,368.53 m <sup>2</sup>

#### 4 業務内容

##### (1) 点検業務

乙は、契約期間を通じて実施する点検業務については、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 31 条の 6 第 1 項及び第 4 項の規定に基づき定めた、「消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検結果についての報告書の様式（平成 16 年 5 月 31 日消防庁告示第 9 号）」によるものとし、具体的な点検日程等については、その都度甲乙協議の上決定するものとする。

[年間の点検スケジュール]

6 月 外観点検、機能点検の実施及びその点検を行なった結果、不良箇所が発見された場合には、その調整又は整備を行う。

8 月 ガス漏れ点検

外観点検、機能点検の実施及びその点検を行なった結果、不良箇所が発見された場合には、その調整又は整備を行う。

12 月 外観点検、機能点検、総合点検の実施及びその点検を行なった結果、不良箇所が発見された場合には、その調整又は整備を行う。

2 月 ガス漏れ点検

外観点検、機能点検、総合点検の実施及びその点検を行なった結果、不良箇所が発見された場合には、その調整又は整備を行う。

##### (2) 対象設備等の数量

別紙「契約対象物件」のとおりとする。（別紙「契約対象物件」）は省略

(3) 点検業務に従事する者の資格

乙が、点検業務に従事させる者の資格については、消防法施行規則第31条の6第1項及び第5項の規定に基づき定めた、「消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等をの種類を定める件（平成16年5月31日消防庁告示第10号）」の規定によるものとする。

(4) 点検結果報告書

乙は、消防用設備等の点検が終了したときは、その都度、速やかに、消防庁告示で定めた様式により点検結果報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

(5) 保守整備等

ア 乙は、消防用設備等点検の結果、不良箇所を発見したときは、速やかに調整及び整備を行うほか、甲から事故や故障発生の通知を受けたときには、遅滞なく技術員を派遣して迅速に保守整備を行い、事故や故障部分の復旧に努めなければならない。

イ 保守及び整備に必要とする消耗品及び機械器具類その他の材料費は、乙の負担とする。

ウ 点検により不良設備が発見された場合の調整又は整備に要する費用のうち一品が2,000円以下の部品費、消耗品及びこれらの取替費用は、乙の負担とする。

エ 乙は、点検により不良設備が発見され、それが契約の範囲により対応しがたい場合は、事前に甲へその不良設備の修理又は整備に必要な金額の見積書を提出し、甲の承認を受けた後、修理又は整備を行なわなければならない。

(6) 防災訓練等

乙は、甲が行う防災訓練等に際し、消防設備の使用方法、その他防災上の知識の教示を行うとともに、要請に応じて人員を派遣して協力しなければならない。

(7) 名簿及び工程表等

乙は、第1項の点検及び保守整備を行うに当たり、派遣する技術員の名簿及び工程表を事前に甲へ提出し、承認を受けなければならない。

## 参考資料9-8 有人常駐警備等業務及び駐車場管理業務 仕様書

### 業 務 仕 様 書

#### 1 目 的

この業務仕様書（以下「仕様書」という。）は、地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「甲」という。）と受託者 ○○○○（以下「乙」という。）が、大阪府立成人病センター並びに大阪府立健康科学センターの有人常駐警備等業務及び駐車場管理業務委託の実施に関して、施設の万全の保安管理、円滑な運営をはかるため、各業務の詳細について定めることを目的とする。

#### 2 業務場所

- (1) 大阪市東成区中道一丁目3番3号  
大阪府立成人病センター
- (2) 大阪市東成区中道一丁目3番2号  
大阪府立健康科学センター及び大阪府立成人病センター研究所

#### 3 建物概要

- (1) 大阪府立成人病センター
  - 病院棟 地下1階～地上12階 延床面積 36,178.05 m<sup>2</sup>
  - ※ 診療部門及び病室
  - 本館 地下1階～地上6階（一部7階） 延床面積 13,636.15 m<sup>2</sup>
  - ※ 主に管理部門
- (2) 大阪府立健康科学センター及び大阪府立成人病センター研究所
  - 地下1階～地上13階 延床面積 11,971.92 m<sup>2</sup>
  - ※ 検診施設及び事務所並びに医学研究所
- (3) 大阪府立成人病センター及び大阪府立健康科学センター立体駐車場（有料）
  - 地上1階～地上4階（屋上）のうち専有部分2階～地上4階  
延床面積 3,513.06 m<sup>2</sup> 駐車可能台数 111台
- (4) 大阪府立成人病センター業務用等駐車場（納品業者、来客、職員用等）
  - 延床面積 509.17 m<sup>2</sup> 駐車可能台数 36台

#### 4 業務時間、業務内容等

別紙1から別紙3のとおりする。

ただし、本仕様書に記載されていない事項であっても、契約の目的とする業務で軽微なものについては、現場の状況に応じ、契約金額の範囲内で処理するものとする。

#### 5 業務体制等に関する事項

- (1) 業務責任者等の設置と業務体制の確立  
乙は、事務責任者、業務責任者及び副業務責任者、業務従事者をもって業務体制を組織す

る。また、乙は、その内容を本契約締結時に、甲に届出なければならない。

ア 本社等の体制

事務責任者 — 事務を掌握し、かつ、業務責任者を指揮する者。

イ 現場の体制

① 業務責任者

業務を総合的に把握し、業務従事者を指揮監督するとともに、常に甲の施設管理担当者と連絡がとれ、かつ、甲の施設管理担当者からの業務上の依頼に対して、即座に対応がとれる体制にある者。

② 副業務責任者

業務責任者を補佐し、業務責任者に事故又は欠員が生じたときには、業務責任者の代わり業務従事者を指揮監督するとともに、甲の施設管理担当者と連絡がとれ、かつ、甲の施設管理担当者からの業務上の依頼に対して、即座に対応がとれる体制にある者。

③ 業務従事者

業務責任者の指揮監督に従い、本業務に従事する者。

(2) 業務従事者の要件

業務に従事する者は、次の①・②に該当すること。

① 以前に警備等業務に従事した経験を有する者、又は警備等業務に関する十分な研修を受けた者であること。

② 心身共に健康で、原則として20歳から65歳までの者であること。

(3) 業務計画書の作成

乙は、業務の実施に先立ち、実施体制、業務を適正に実施するために必要な事項等を記載した業務計画書を作成し、甲の施設管理担当者に提出しなければならない。

(4) 業務報告書の提出等

ア 乙は、処理した業務内容等を毎日記録し、甲の施設管理担当者に報告しなければならない。

イ 乙は、1ヶ月毎に業務完了届を甲に提出し、甲の施設管理担当者に提出し、実地又は書面による検査を受けなければならない。

(5) 服務規律

ア 乙は、従事者に対し、業務を行うに適した統一された服装及び名札を着用させ、業務従事者であることを明確にするとともに、常に清潔を保たせなければならない。

イ 乙は、業務の履行を通じて知り得た業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の契約期間満了後及び解除後においても同様とする。

ウ 乙は、甲及び大阪府立健康科学センターの信用を失墜する行為をしてはならない。

エ 乙は、常に整理整頓に心掛け、業務終了時は速やかに業務に関係した箇所の後片付け、及び清掃を行わなければならない。

## 7 その他の事項

(1) 安全管理、危険防止等

ア 乙は、業務の実施に当たって、危険を伴う作業については、関係法令等に定めがある場合にはそれを遵守するとともに、十分な安全確保に努めなければならない。

イ 乙は、業務の実施に当たって、甲及び大阪府立健康科学センター又は第三者に危害又は損害を与えないように、万全の措置をとらなければならない。

(2) 休憩時間、仮眠時間等

乙は、業務従事時間内に乙の業務従事者に関係法令で定められた範囲の休憩時間、仮眠時間等を与えることとする。この場合、全体の業務従事者、業務時間帯を考慮し、乙が調整の上、措置するものとする。

(3) 業務従事者の指導教育

乙は、業務従事者に対して業務を円滑に遂行するための人権啓発、接遇等の指導教育を実施し、業務に支障をきたさないよう万全を期さねばならない。

(4) 甲及び乙の負担の範囲

ア 甲の負担

業務の処理に必要な電気、ガス及び水道の料金、業務に使用する材料資材等については甲の負担とする。なお、乙は、これらの使用にあたっては、経費の節減に努めるとともに、取り扱いに十分注意することとする。

イ 乙の負担

アで定める経費以外の業務に係る一切の経費は、乙の負担とする。

ウ 業務従事者の控室等

業務従事者の仮眠室及び更衣室については、甲が指定して貸与するものとする。

ただし、夜具等についてはこの限りでない。

## 大阪府立成人病センターの有人常駐警備等業務

### 1 業務時間等

業務従事者の勤務場所及び業務従事時間は次のとおりとする。

なお、「休日」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日を、「平日」とは、その以外の日をいう。

#### (1) 平日の勤務場所及び業務従事時間

##### ① 集団検診棟玄関（保安室）

業務従事時間 8 時から 17 時 30 分まで 1 ポスト

##### 【時刻】

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24

従事時間

8:00 開錠

17:30 施錠

##### ② 本館夜間・休日通用口（警備員室）

業務従事時間 17 時 30 分から翌日 9 時まで 3 ポスト

##### 【時刻】

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24

従事時間

従事時間

4:30 開錠

9:00 施錠

17:30 開錠

23:30 施錠

従事時間

従事時間

従事時間

従事時間

【巡回業務】 ① 1:30～3:00 ② 5:30～7:00 ⑥ 18:30～20:00 ⑦ 21:00～22:30

⑧ 23:00～1:00

##### ③ 病院棟通用口（警備員室）

業務従事時間 7 時から 19 時 30 分まで 1 ポスト

業務従事時間 9 時から 17 時 30 分まで 1 ポスト

##### 【時刻】

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
従事時間																								

7:00 開錠

19:30 施錠

従事時間

【巡回業務】 ③ 9:30~11:00 ④ 12:30~14:00 ⑤ 15:30~17:00

## (2) 休日の勤務場所及び業務従事時間

① 本館夜間・休日通用口（警備員室）

業務従事時間 0時から24時まで

3ポスト

【時刻】

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
従事時間																								

4:30 開錠

23:30 施錠

従事時間

従事時間

【巡回業務】

① 1:30~3:00 ② 5:30~7:00 ③ 9:30~①11:00 ④ 12:30~14:00

⑤ 15:30~17:00 ⑥ 18:30~20:00 ⑦ 21:00~22:30 ⑧ 23:00~1:00

② 病院棟通用口警備員室

業務従事時間 7時から19時30分まで

1ポスト

【時刻】

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
従事時間																								

7:00 開錠

19:30 施錠

## 2 業務内容

### (1) 有人警備業務

ア 本館、病院棟の出入口（保安室・警備員室）での業務

- a. 不法侵入者及び挙動不審者に対する警戒
  - b. 夜間・休日の入館者のチェック
    - 夜間・休日における不審者の入館を防ぐため、本館夜間・休日通用口及び病院棟通用口において、下記の時間帯に「入館者記入カード」を配備及び「入館証」の発行を行なう。
      - ・本館夜間・休日通用口 平日 19時～23時30分 4時30分～9時  
休日 4時30分～23時30分
      - ・病院棟通用口 平日 19時～19時30分  
休日 7時30分～19時30分
  - c. 室の鍵の管理及び貸し出し
    - 鍵の貸し出すときは、相手の身分を確認した上、必ず「受け渡し簿」に、鍵番号、氏名、日時等を記入させること。
  - d. 郵便物、宅配便などの文書、物品の受領及び保管並びに拾得物の受領
  - e. 各出入口の開閉
    - 前項(1)－②③及び(2)－①の「勤務場所及び業務従事時間」に記載のとおりとする。ただし、本館夜間・休日通用口については、午後11時30分から翌午前4時30分までの閉鎖中にあっても、入退出者があるときはその都度開閉するものとする。
    - また、病院玄関は原則として平日の午前8時から午後5時まで開くこととされているが、診療状況により閉扉時間を延長することとする。ただし、この場合であっても午後7時までには閉扉することとする。
  - f. 業務放送
    - 平日の総合案内の業務終了後、又は休日及び夜間の時間帯においては、甲の職員等の要請により、患者様の呼び出し、会議の開催告知等の業務放送を行なうものとする。
- イ 巡回業務
- 巡回の時間帯及びは前項(1)－②③及び(2)－①の「勤務場所及び業務従事時間」に記載のとおりとする。巡回経路及びその詳細については別途の指示による。
  - a. 巡回中は、巡回時計を携帯し、各所ポイントで打刻する。
  - b. 火災の発生原因になるものの除去及び火災発生の予防的措置
  - c. 水道及びガスの元栓の閉塞状態の確認
  - d. 消灯、施錠の確認
  - e. 設備、物品等の損傷又は盗難防止のための監視
  - f. 電熱器、電気ストーブ等の電気機器のスイッチの切り忘れの監視
    - ※ ただし、甲の業務の必要性により通電しておかなければならぬ機器は除く。
  - g. その他、防災上必要と認められる業務
- ウ その他の業務
- a. 案内業務
    - ・来院者から建物内の目的先場所等を尋ねられたときは、丁寧、かつ的確に説明、案内すること。

- ・入院患者の病室を尋ねられたときは、あらかじめ甲から渡された「入院患者リスト情報」により入院病棟を確認し、案内すること。
- ・最寄り駅への道順等を尋ねられたときは、丁寧に説明、案内すること。

b. 蛍光灯、電球の交換

巡回中、又は施設管理担当者等よりの連絡で、廊下、ロビー等の照明の不点灯を確認したときには、速やかに蛍光灯、電球の交換を行なうこと。ただし、病室、診療室等の室については、この限りでない。

- c. 雨天時の傘袋台の出し入れ
- d. 自衛消防隊訓練への参加、協力
- e. 盗難事案の発生時の措置

被害の状況を正確に把握、記録し、直ちに甲へ連絡すること。

f. 火災等の事故発生時の措置

現場の状況に応じて臨機の処置を行なうとともに、速やかに甲又は防災センターへ連絡すること。

(2) 当直業務

委託業務の内容は以下のとおりとするが、突発的かつ緊急を要する内容で、業務従事者が判断・対応が困難な事態が生じたときは、夜間にあっては、甲の事務オンコール担当者に、休日の昼間（9:00～17:45）は甲の事務日直勤務者に連絡し、その指示のもと対処すること。

【事務職員夜間オンコール用携帯電話】 ※ ①がつながらないときに②に架電すること

① ●●●—●●●●—●●●●

② ●●●—●●●●—●●●●

a. 電話交換業務

平日の夜間（17:45～翌日9:00）及び休日（9:00～翌日9:00）について、外線電話の取り次ぎ等の電話交換業務に従事することとする。

b. 緊急患者の受け入れ応対

緊急患者の搬送連絡あったときは、当直医師及び当直看護師長へその旨を連絡するとともに、カルテ・レントゲンフィルムの取り出し、救急隊への対応（施錠の開錠等）、診療室（処置室）の開放などの適切な措置を行なうこととする。

c. 施設関係のトラブルの処理

冷暖房、水道、電気関係などの施設・設備の不具合等の連絡があったときは、機械室（内線●●●●）又は電気室（内線●●●●）に連絡することとする。

d. コンピュータシステム、パソコンのトラブル

カルテが入力できない、パソコンが正常に作動しない等の連絡があったときは、病院5階の医療情報部（内線●●●●、●●●●）又はコンピュータ室（内線●●●●、●●●●）に連絡することとする。（※ただし、職員が在館の場合のみ）

e. オーダリングシステムトラブル

オーダリングシステムのトラブルが発生したときは、病院5階のコンピュータ室（内線●●●●、●●●●）に連絡する。コンピュータ室に連絡しても応答がないときは、医療情報部の責任者へ携帯電話一覧表（オンコール用）より緊急連絡することとする。

f. 職員間の連絡先の照会

当直医、看護師等が主治医等の連絡先（自宅電話番号）の問い合わせがあった場合、相手が職員であることを確認の上、対応することとする。ただし、外部者からの問い合わせに関しては一切応じてはならない。

g. 医療事故発生時の緊急連絡

当直業務従事時間内に「影響レベル4・5相当」等の医療事故発生の連絡を受けたときは、医療安全管理部門の責任者へ携帯電話一覧表（オンコール用）より連絡することとする。

h. 入院患者の事故発生

入院患者に何らかの事故が発生したときは、事務職員夜間オンコールにより緊急連絡し、その指示に従うこととする。

i. 他病院からの照会

他病院患者の成人病センターでの病状確認等の照会があったときは、担当宿日直医等に連絡し、その指示に従うこととする。

宿日直医等	内科	外科	CCU	ICU	看護師長
内線電話	●●●●	●●●●	●●●●	●●●●	●●●●
PHS	●●●●	●●●●	●●●●	●●●●	●●●●

j. 患者（家族）からの照会

患者の容態が急変し、本人（家族）から主治医への病状確認等の問い合わせがあつたときは、氏名（ID番号）、容態、主治医名、連絡先等を聞き取り、担当当直医に連絡し、その指示に従うものとする。

k. 警察からの照会

患者に関する警察からの各種問い合わせについては、基本的には、個人情報保護の点から電話対応できない旨を伝え、翌日以降（月～金曜日）医事グループあて照会文書を提出してもらうよう回答する。

それでも、緊急性から照会内容の回答を求められたときは、甲の事務オンコール担当者に連絡し、その指示に従うものとする。

l. 災害等発生時の連絡

災害等発生時の勤務時間外通報体制（連絡網）に従い緊急連絡するものとする。

m. 職員等の計報に関する連絡

計報連絡があったときは、所定の用紙に必要事項を記入し、緊急性、重要性を勘案して計報連絡体制に基づき連絡するものとする。

n. C P R（心肺蘇生）コール対応

防災センターからC P Rコールの連絡があったときは、各当直医等へ連絡し、その出動の確認を行うものとする。

o. タクシーチケットの交付

甲の職員が、交通機関の運行が途絶える深夜まで勤務したため、タクシーチケットの交付を請求してきたときは、チケットを交付する。

p. カルテの保管

使用後のカルテについては、これを預かり保管し、翌日の始業時に医事グループに引き渡す。

q. 床頭台の鍵の保管及び保管

病室の床頭台鍵付き引き出しのマスターキー及び交換用キーを保管し、鍵の紛失の連絡があったときは、看護師立会いのもとマスターキーにより開錠するとともに、交換用キーを装着する。

## 大阪府立健康科学センター及び大阪府立 成人病センター研究所有人常駐警備業務

### 1 業務時間等

業務従事者の勤務場所及び業務従事時間は次のとおりとする。

なお、「休日」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日を、「平日」とは、その以外の日をいう。

#### (1) 月曜日から金曜日までの勤務場所及び業務従事時間

（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日を除く。）

勤務場所 1階守衛室

業務従事時間 9時から翌日9時まで 1ポスト

業務従事時間 8時30分から22時まで 1ポスト

#### 【時刻】

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

従事時間

従事時間

#### (2) 休日及び12月29日から1月3日の勤務場所及び業務従事時間

勤務場所 1階守衛室

業務従事時間 9時から翌日9時まで 1ポスト

#### 【時刻】

#### 【時刻】

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

従事時間

### 2 業務内容

#### (1) 警備業務（1階守衛室）

ア 不法侵入者及び挙動不審者に対する警戒

イ 各室の鍵の管理、フロアーキー（カードキー）の使用状況及び最終退出者の確認

ウ 各出入口の扉の開閉（開錠及び施錠）

a.	正面玄関	平日	開錠 8:00	施錠 18:00
		休日	閉鎖	
b.	1階南側扉	平日	開錠 8:00	施錠 17:00
		休日	閉鎖	
c.	職員専用通用口扉	基本的に閉鎖		

※ 職員がカードキーで開け閉めするか、もしくは、インターホーン呼び出しによりその都度解錠する。

エ 物品搬入時等の指示、案内

- オ 郵便物、宅配便などの文書、物品の受領及び保管並びに拾得物の受領  
カ 緊急時の館内放送

(2) 巡回業務

ア 巡回中は、巡回時計を携帯し、各所ポイントで打刻する。巡回経路及びその詳細については別途の指示による。

[巡回時間帯]

① 13:30～14:15 ② 18:30～19:15 ③ 23:00～14:45 ④ 7:00～7:45

- イ 火災の発生原因になるものの除去及び火災発生の予防的措置  
ウ 水道及びガスの元栓の閉塞状態の確認  
エ 消灯、施錠の確認  
オ 設備、物品等の損傷又は盗難防止のための監視  
カ 電熱器、電気ストーブ等の電気機器のスイッチの切り忘れの監視

※ ただし、甲の業務の必要性により通電しておかなければならない機器は除く。

- キ その他、防災上必要と認められる業務  
ク 自衛消防隊訓練への参加、協力  
ケ 盗難事案の発生時の措置  
被害の状況を正確に把握、記録し、直ちに甲へ連絡すること。  
コ 火災等の事故発生時の措置  
現場の状況に応じて臨機の処置を行なうとともに、速やかに大阪府立健康科学センター事務室及び甲又は甲の防災センターへ連絡すること。

## 大阪府立成人病センター駐車場等管理業務

### 1 業務時間等

業務従事者の勤務場所及び業務従事時間は次のとおりとする。

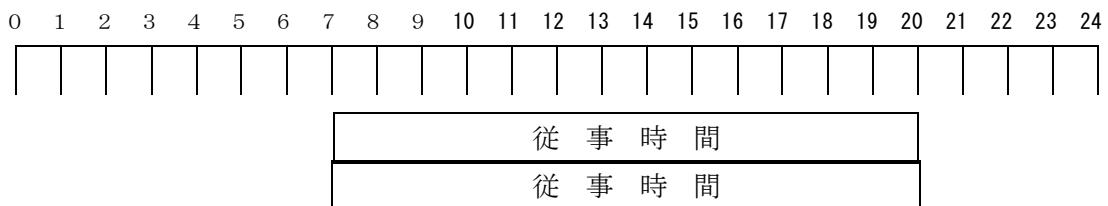
なお、「休日」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日を、「平日」とは、その以外の日をいう。

#### (1) 正面ゲート付近における駐車場整理業務（平日及び休日の全ての日）

勤務場所 正面ゲート付近

業務従事時間 7時から20時まで 2ポスト

##### 【時刻】



#### (2) 立体駐車場管理及び駐車料金徴収業務（平日及び休日の全ての日）

勤務場所 立体駐車場1階守衛室

業務従事時間 7時から22時まで 1ポスト

##### 【時刻】

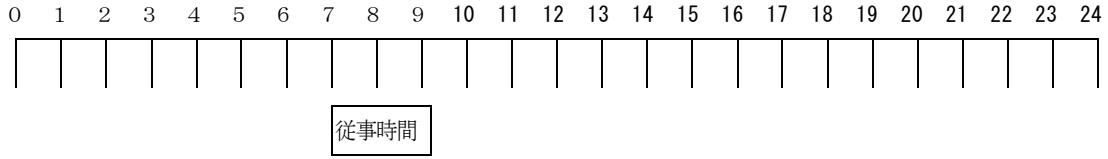


#### (3) 駐輪場整理等業務（平日）

勤務場所 立体駐車場1階守衛室

業務従事時間 7時から9時まで 1ポスト

##### 【時刻】



#### (4) 立体駐車場における駐車場整理業務（平日）

勤務場所 立体駐車場

業務従事時間 9時から13時まで 1ポスト

##### 【時刻】



## 2 業務内容

### (1) 正面ゲート付近における駐車場整理業務

- ア 来院者の車両（自動車等）の整理業務に当たる。なお、業務の遂行上、苦情、又は事故等が発生した場合は、直ちに甲の施設管理担当者に連絡、報告し、甲の施設管理担当者の指示を受けて処置すること。
- イ 駐車禁止場所等の不法駐車については、これを排除すること。
- ウ 事故防止のため、車両を案内、誘導すること。
- エ 火災予防のため、駐車場内を見回すこと。

### (2) 立体駐車場管理及び駐車場使用料徴収業務

#### ア 徴収の手順

- a. 駐車場利用者に対して、入場時に自動駐車券発行機により、入場時刻を記入した駐車券を発行する。
- b. 出場時に自動清算機により、利用者から駐車場使用料を徴収し、領収書を発行する。
- c. 自動清算機による駐車場使用料の徴収に必要なつり銭については、乙の会計に属する資金を持って運用する。
- d. 駐車場使用料の徴収金の集計については、毎日午後2時に行い、駐車場使用料計算書（様式1号）を作成の上、甲に提出すること。
- e. 徴収した現金は、月末までこれを乙が安全に保管し、毎月、翌日10日（金融機関が休日のときは、直近の営業日。）までに、甲の指示する割合で、地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「病院機構」という。）並びに大阪府が指定する口座に振り込むものとする。
- f. 払い込み手続き完了後は、払込書（金融機関の領収印のあるもの。）の写しと徴収実績月報（様式2号の1及び様式2号の2）を甲へ提出するものとする。

#### イ 徴収金の保管等

- a. 乙は、徴収金の管理のため、現金出納簿を備え付け出納管理し、徴収金は金融機関等へ預け入れするなどして、受託者としての責務を誠実に履行するものとする。なお、現金出納簿は市販のもので可とする。
- b. 徴収した徴収金を亡失（盜難、その他事故による場合を含む。）したときは、速やかに甲に報告するとともに、その損失額を弁償するものとする。

#### ウ 保管利息

徴収金を預け入れる預金の種別は「決済用預金」とする。よって保管利息は発生しない。

#### エ 実地調査等

甲は、使用料徴収業務の適正な管理をはかるため、乙の行な徴収業務について、適宜必

要な報告等を徴し、又は実施に検査することができる。

オ 業務の報告

乙は、その日の業務内容を業務日報（様式3号）により。甲へ報告するものとする。

カ 帳簿類の保存

乙は、記帳済みの帳簿類、その他関係書類を保存するとともに、廃棄に当たっては、甲の承認を得るものとする。

キ その他

a. 駐車場棟1階のシャッター及び自動扉の開閉（開錠及び施錠）

シャッター	平日	開錠 7:00	施錠 19:00
	休日	閉鎖	

自動扉 平日・休日 開錠 7:00 施錠 22:00

b. 乙は、患者、一般来院者等に接するときは、甲の施設が医療機関であることを十分留意し、丁寧な応対、障害者や高齢者に対する必要適切な介護又は案内を心掛けるとともに、車椅子やエレベーター等の配置などに熟知すること。

c. 大阪府立健康科学センター条例に係る駐車場使用料の徴収事務手続きについては、

別途大阪府から指示する。

(3) 駐輪場整理等業務

ア 利用者の制限

駐輪場の利用は、原則、大阪府立成人病センター及び大阪府立健康科学センター関係者（職員、非常勤職員、委託業務受託職員等）で駐輪場の利用許可を受けた者（OMCC）のシールの交付を受けた者、又は大阪府立成人病センター及び大阪府立健康科学センターの利用者（外来患者又は施設利用者）とし、それ以外の者の駐輪を発見したときは、口頭注意し退去を促すこととする。ただし、その場合「口頭注意」までとし、強制退去までは求めないものとする。なお、業務の遂行上、苦情、又は事故等が発生した場合は、直ちに甲の施設管理担当者に連絡、報告し、甲の施設管理担当者の指示を受けて処置すること。

イ 駐輪場の整理

駐輪車が指定のスペースからはみ出て駐輪しないよう場内整理するとともに、渡り廊下、歩行者通路等に駐輪している自転車があれば、これを駐輪スペースまで移動させることとする。

(4) 立体駐車場における駐車場整理業務

ア 来院者の車両の整理業務に当たる。なお、業務の遂行上、苦情、又は事故等が発生した場合は、直ちに甲の施設管理担当者に連絡、報告し、甲の施設管理担当者の指示を受けて処置すること。

イ 駐車禁止場所等の不法駐車については、これを排除すること。

ウ 事故防止のため、車両を案内、誘導すること。

エ 火災予防のため、駐車場内を見回すこと。

様式1号

## 駐車場使用料計算書

徴収年月日		徴収担当者	
徴収金額			

〈明細書貼付〉

## 様式2号の1

地方独立行政法人大阪府立病院機構  
大阪府立成人病センター 総長 様

(社名)

(代表者名)

印

平成 年 月分 徴収実績月報

(単位:円)

科 目	款	営業外収益	項	営業外雑収益	目	営業外雑収益	節	院内駐車場使用料
区 分	前月までの累計		本 月 分	累 計		摘 要		
駐車場使用料								

日 付	駐車場使用料	備 考
1日		
2日		
3日		
4日		
5日		
6日		
7日		
8日		
9日		
10日		
11日		
12日		
13日		
14日		
15日		
16日		
17日		
18日		
19日		
20日		
21日		
22日		
23日		
24日		
25日		
26日		
27日		
28日		
29日		
30日		
31日		
合 計		

成人病センター分		按分率 (78.37%)
健康科学センター分		按分率 (21.63%)

## 様式2号の2

大阪府知事様

(社名)

(代表者名)

印

平成 年 月分 徴収実績月報

(単位:円)

科目	款	使用料及び手数料	項目	使用料	目	健康福祉使用料	節	公衆衛生使用料
区分		前月までの累計	本月分		累計		摘要	
駐車場使用料								

日付	駐車場使用料	備考
1日		
2日		
3日		
4日		
5日		
6日		
7日		
8日		
9日		
10日		
11日		
12日		
13日		
14日		
15日		
16日		
17日		
18日		
19日		
20日		
21日		
22日		
23日		
24日		
25日		
26日		
27日		
28日		
29日		
30日		
31日		
合計		

成人病センター分		按分率 (78.37%)
健康科学センター分		按分率 (21.63%)

様式3号

## 業務日報

平成 年 月 日 ( ) 天候

徴収件数	徴 収 金 額								備 考
件	金 額	百	万	十	千	百	十	円	
勤務場所	立体駐車場				平面駐車場				駐輪場
徴収担当者 (時間・氏名)	14:00~14:00								
勤務者 (時間・氏名)	7:00~14:30			7:00~20:00			7:00~9:00		
	14:30~22:00			7:00~20:00					
利用状況	一般台								
	患者等台								
	免除台								
特記事項									

## 参考資料 9-9 地方独立行政法人大阪府立病院機構防犯カメラ管理要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「機構」という）において設置した防犯カメラにより撮影された映像及び音声（以下「映像等」という。）の管理方法を定めることにより、防犯カメラの適正な運用を図ることを目的とする。

### (防犯カメラの概要)

第2条 センター敷地内のエレベータ、廊下、トイレ、入口付近、駐車場、相談室等における防犯目的を達成するため、防犯カメラを設置する。

2 前項の防犯カメラの機能、設置箇所、録画時間等（以下「カメラ機能等」という）は、センターの総長又は院長（以下「院長等」という。）が定める。

### (管理責任者)

第3条 防犯カメラの適正な管理を図るため、防犯カメラごとに防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置かなければならない。

2 管理責任者は、センターの事務局長とする。

3 前項第2項の規定によりカメラ機能等を定めた場合は、管理責任者は機構本部に報告しなければならない。

4 管理責任者は、防犯カメラによって撮影された映像等から知り得た情報を他人に漏らしてはならない。管理責任者でなくなった後においても同様とする。

5 管理責任者は、必要に応じ防犯カメラにより撮影した映像等を閲覧した職員への指導を徹底するなど、防犯カメラにより撮影された個人情報の保護に努めるものとする。

6 管理責任者は、防犯カメラの設置場所等についてセンター内での紙面掲示やその他の方法により来院者に具体に周知するものとする。

### (事務取扱者)

第4条 管理責任者は、防犯カメラに記録される個人情報を適正に取扱うため、防犯カメラごとに防犯カメラ管理事務取扱者（以下「事務取扱者」という。）を指定しなければならない。

2 事務取扱者は、リーダー以上の職にある職員を指定するものとする。

3 第1項の規定により事務取扱者を指定した場合は、管理責任者は機構本部に報告しなければならない。

4 事務取扱者は、映像等の記録機器（以下「記録機器」という。）の操作及び映像等を記録した媒体（以下「記録媒体」という。）の管理を行うものとする。

5 事務取扱者は、管理責任者の指示を受け、防犯カメラの適正な取扱いに努めなければならない。

6 事務取扱者は、防犯カメラによって撮影された映像等から知り得た情報を他人に漏らしてはならない。事務取扱者でなくなった後においても同様とする。

#### (記録機器等の管理)

第5条 管理責任者は、記録機器及び記録媒体を、次に定めるところにより管理するものとする。

- (1) 事務取扱者以外の者に防犯カメラにより収集された個人情報の取扱いを行わせないこと。
- (2) 記録媒体に記録された映像等の加工、不必要的閲覧・複写及び保管場所からの持出しを禁止すること。
- (3) 記録媒体（記録媒体内蔵型のカメラ等の場合も含む。）は、センター内の施錠可能な執務室（記録媒体を施錠のできる保管庫等）に保管し、盜難及び散逸の防止に努めること。
- (4) 記録媒体に記録された映像等の保管期間は14日間までとし、当該保管期間を経過した後は、確実な方法により、速やかに映像等を消去すること。ただし、法令等に基づく場合又は捜査機関から犯罪捜査を目的とする要請を受けた場合はこの限りでない。
- (5) 記録媒体及び記録機器の目的外利用、外部流出、改ざん等の防止のためにセンターにおいて院長等は、センター内における記録媒体及び記録機器の取扱手続等管理に必要な措置を講ずること。
- (6) 記録機器の設置場所以外の場所への持出しを禁止すること。ただし、保守点検等の理由により、管理責任者が許可した場合は、この限りでない。
- (7) 防犯カメラを廃棄する際には、記録媒体の破碎等の処理を確実に行うなど、個人情報の流出を防ぐ措置を確実に講じること。

#### (第三者提供)

第6条 管理責任者は、以下の場合を除くほか、映像等及び記録媒体の内容を外部に提供してはならない。

- (1) 映像等から識別される特定の個人の同意がある場合
  - (2) 法令等(刑事訴訟法第197条第2項及び同法第279条に基づく照会に対する回答又は同法239条に基づく告発)に基づく場合
  - (3) 個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められる場合
- 2 前項により、収集した情報を外部に提供する場合であっても、提供する範囲は必要最小限に留めるものとする。

#### (センター職員の義務)

第7条 防犯カメラによって撮影された映像等を閲覧した職員は、映像から知り得た情報を他人に漏らしてはならない。センターより異動又は退職した後においても同様とする。

#### (報告の様式)

第8条 第3条第3項及び第4条第3号に規定に基づく報告は、別記様式により行わなければならない。

#### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、防犯カメラの管理に関し必要な事項は、管理責任者が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 地方独立行政法人大阪府立病院機構防犯等カメラ管理要綱（平成19年9月10日施行）は廃止する。ただし、同要綱に基づき管理していた防犯等カメラはこの要綱に基づき管理する防犯カメラとみなす。

(様 式)

平成 年 月 日  
第 号

機構本部事務局長様

○○センター事務局長

### 防犯カメラ等の設置について

本センターの敷地内に以下のとおり防犯カメラ等を設置しましたので、地方独立行政法人大阪府立病院機構防犯カメラ管理要綱第3条第3号及び第4条第3号の規定により報告します。

#### 1 防犯カメラ等

(※この表において特定できないものにおいては、別図に記載してください。)

防犯カメラ	録画装置	設置箇所・台数	録画時間	設置日

(※その他、必要に応じて、カメラの配置図・周知の方法等を記載した別添を添付してください。)

#### 2 管理責任者及び事務取扱者

設置箇所	管理責任者	事務取扱者
	事務局長	

(記載例)

1 防犯カメラ等

(※この表において特定できないものにおいては、別図に記載してください。)

防犯カメラ	録画装置	設置箇所・台数	録画時間	設置日
○○社製 3500 型 解像度：△△ 画素数：40 万画素 画角（水平 100° 上下 80° ） オートアイリス（自動光量調整機能）	HDD方式 ○○時間連続録画 上書き方式	△△館エレベータ 1号機 1台 △△館入口 1台	常時	
○○社製 200 型 解像度：△△ 画素数：200 万画素 画角（水平 90° 上下 60° ） オートアイリス（自動光量調整機能）	HDD方式 ○○時間連続録画 別途モニターによる監視	○○課執務室内 相談室	相談室使用時	

(※その他、必要に応じて、カメラの配置図・周知の方法等を記載した別添を添付してください。)

2 管理責任者及び事務取扱者

設置箇所	管理責任者	事務取扱者
△△館エレベータ 1号機 △△館入口	○○局長	○○課○○G リーダー

## 参考資料 9-10 下水水質測定及び簡易専用水道精密水質検査並びに煤煙量測定等の計量証明事業に係る調査・検査業務 仕様書

### 仕様書

この仕様書は「大阪府立成人病センターにおける下水水質測定及び簡易専用水道精密水質検査並びに煤煙量測定等の計量証明事業に係る調査・検査業務」の大要を示すものであり、大阪府立成人病センターが必要と認めたときは、本書に記載のない事項であっても、これに附隨して必要と認められる軽微な部分は、契約金額の範囲内で実施すること。

#### 1 下水水質測定業務

##### (1) 業務内容

乙は、下水道法（昭和 33 年 4 月 24 日法律第 79 号）第 12 条の 12 の規定に基づき、甲の施設から公共下水道に排出する下水の水質を定期的に測定し、その結果を記録した報告書を甲に提出するものとする。

##### (2) 下水の採取の場所等

乙は、甲の施設のうちの病院棟東側（NO.1）、病院棟北側（NO.2）、本館北側（NO.3）の 3 箇所の下水の排水口から定期的に下水を採水、持ち帰りその水質を測定するものとする。

採水の時刻は、午前 11 時から午後 3 時までに行うものとし、採水日が祝日の場合には、その翌日に行うものとする。ただし、これによりがたい場合には、甲乙協議の上、変更できるものとする。

##### (3) 水質の測定方法及び測定項目等

水質の測定は、下水の水質の検定方法に関する省令（昭和 37 年厚生省・建設省令第 1 号）に規定する検定の方法により行うものとする。

水質の測定項目等については、別表 1 のとおりとする。

##### (4) 測定結果の報告

乙は、水質測定の結果を、下水を採水した日から 2 週間以内に、計量法（昭和 26 年 6 月 7 日法律第 207 号）第 160 条の規定による環境計量士の登録（経済産業大臣の登録）を受けた者が作成した濃度計量証明書として、甲に提出しなければならない。

##### (5) その他

この仕様書に記載のない事項については、下水道法及びその他関係法令等の規定に従うこと。

別表 1

測定項目	採水日	年間回数
水素イオン濃度	毎週火曜日	52
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	毎週火曜日	52
フェノール類	毎週火曜日	52
生物化学的酸素要求量	7、11、3月の第1火曜日	3
鉱油類含有量	7、11、3月の第1火曜日	3
動植物油脂類含有物	7、11、3月の第1火曜日	3
鉛及びその化合物	7、11、3月の第1火曜日	3
銅及びその化合物	7、11、3月の第1火曜日	3
亜鉛及びその化合物	7、11、3月の第1火曜日	3
鉄及びその化合物（溶解性）	7、11、3月の第1火曜日	3
弗素化合物	11月の第1火曜日	1
カドミウム及びその化合物	11月の第1火曜日	1
シアン化合物	11月の第1火曜日	1
有機燐化合物	11月の第1火曜日	1
6価クロム化合物	11月の第1火曜日	1
砒素及びその化合物	11月の第1火曜日	1
アルキル水銀化合物	11月の第1火曜日	1
PCB	11月の第1火曜日	1
マンガン及びその化合物（溶解性）	11月の第1火曜日	1
クロム及びその化合物（溶解性）	11月の第1火曜日	1

## 2 簡易専用水道精密水質検査業務

### (1) 業務内容

乙は、毎年度4月と10月の2回、水道法（昭和32年6月15日法律第177号）第34条の2第1項及び同法施行規則（昭和32年12月14日厚生省令第45号）第55条第2項の規定に基づき、甲の簡易水道施設・設備の良好な管理を確保するため、水槽及び給水栓から供給される水を定期的に採取し、水質を検査して、その結果を記録した報告書を甲に提出するものとする。

### (2) 水の採取場所等及び採取実施日

水質検査する水の採取場所は、別表2のとおりとする。

採取日については、甲の職員と事前に協議し決定するものとする。

別表 2

	本 館	病 院 棟		
受水槽		受水槽1号		
給水末端	東館1階	地階厨房	地階外来食堂	4階湯沸室
冷水器		1階ウォータークーラー	2階ウォータークーラー	

(3) 水質の検査項目等

水質の検査項目等は、水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）の表中に掲げる項目のうち、別表 3 で定めるとおりとする。

(4) 測定結果の報告

乙は、水質検査の結果を、水を採水した日から 1 月以内に、水質検査成績表として作成し、甲に提出しなければならない。

(5) その他

この仕様書に記載のない事項については、水道法及びその他関係法令等の規定に従うこと。

別表 3

検査項目		水質基準	4月	10月
平常項目 （六ヶ月に一回実施）	色度	5 度以下であること	○	○
	濁度	2 度以下であること	○	○
	臭気	異常でないこと	○	○
	味	異常でないこと	○	○
	p H 値	5.8~8.6 の範囲	○	○
	亜硝酸態窒素及び硝酸態窒素	10mg/L 以下であること	○	○
	塩化物イオン	200mg/L 以下であること	○	○
	有機物（全有機炭素 (TOC) の量）	5mg/L 以下であること	○	○
	一般細菌	1mL 中 100 以下であること	○	○
	大腸菌	検出されないこと	○	○
	鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下であること	○	(注)
	銅及びその化合物	1.0mg/L 以下であること	○	(注)
	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下であること	○	(注)
	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下であること	○	(注)
（消 年 一 回 生 回 物 成 物 ）	蒸発残留物	500mg/L 以下であること	○	(注)
	クロロホルム *1	0.06mg/L 以下であること	—	○
	プロモジクロロメタン *2	0.03mg/L 以下であること	—	○
	ジブロモクロロメタン *3	0.1mg/L 以下であること	—	○
	ブロモホルム *4	0.09mg/L 以下であること	—	○
総トリハロメタン (*1~*4 の濃度の総和)		0.1mg/L 以下であること	—	○

(注) 4 月実施の検査で水質基準に適合した場合は、10 月実施の検査では省略

3 ばい煙発生施設に係るばい煙量等の測定業務

(1) 業務内容

乙は、毎年 8 月と 2 月の 2 回、大気汚染防止法（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 97 号）第 16 条及び同法施行規則（昭和 46 年 6 月 22 日厚生省・通商産業省令第 1 号）第 55 条第 3 号及び 4 号、5 号の

規定に基づき、甲のばい煙発生施設から発生するばい煙量等を測定し、その結果を記録した報告書を甲に提出するものとする。

(2) 測定対象機器及び設置場所等及び測定実施日

測定対象機器及び設置場所は、別表 4 のとおりとする。

測定日時については、甲の職員と事前に協議し決定するものとする。

別表 4

設置場所			メーカー	燃 料	基数
1 病院棟 B1 機械室	1 号ボイラー	平川MP	都市ガス	1	
	2 号ボイラー	平川MP	都市ガス	1	
	1 号冷温水発生機 (R-1-1)	川重冷熱工業	都市ガス	1	
	1 号冷温水発生機 (R-1-2)	川重冷熱工業	都市ガス	1	
	2 号冷温水発生機 (R-2-1)	川重冷熱工業	都市ガス	1	
	2 号冷温水発生機 (R-2-2)	川重冷熱工業	都市ガス	1	
	冷温水発生機 (R-3)	川重冷熱工業	都市ガス	1	
	8 集団検診棟 B1 機械室 冷温水発生機 (R-1)	サンヨー	都市ガス	1	
	9 冷温水発生機 (R-2)	サンヨー	都市ガス	1	

(3) 測定順位

- ①病院 1 号ボイラー
- ②病院 2 号ボイラー
- ③病院 1 号冷温水発生機 (R-1-1)
- ④病院 1 号冷温水発生機 (R-1-2)
- ⑤病院 2 号冷温水発生機 (R-2-1)
- ⑥病院 2 号冷温水発生機 (R-2-2)
- ⑦病院 冷温水発生機 (R-3)
- ⑧集検棟 冷温水発生機 (R-1)
- ⑨集検棟 冷温水発生機 (R-2)

(4) 測定項目及び方法

①流速測定

J I S Z 8008 溫度、水分、流速、ガス量(湿、乾) 9ヶ所 (都市ガス 13A)

②窒素酸化物

J I S K 0104 フェノールジスルホン酸法 9ヶ所 (都市ガス 13A)

③排ガス中の酸素、二酸化炭素濃度

J I S K 0301 オルザット法 9ヶ所

(5) 測定結果の報告

乙は、測定の結果を、測定を実施した日から 2 週間以内に、測定結果を記した報告書及び計量法(昭和 26 年 6 月 7 日法律第 207 号) 第 160 条の規定による環境計量士の登録(経済産業大臣の登録)を

受けた者が作成した濃度計量証明書を、甲に提出しなければならない。

(6) その他

この仕様書に記載のない事項については、大気汚染防止法及びその他関係法令等の規定に従うこと。

## 参考資料 9-11 総合的病害虫管理業務（IPM）仕様書

### 仕様書

#### 1. 業務名称

総合的病害虫管理（IPM）及び手術室・ICUにおける昆虫モニタリング業務並びに感染症隔離解除後の病室内除菌業務

#### 2. 業務の履行場所

大阪市東成区中道一丁目 3番 3号  
地方独立行政法人大阪府立病院機構  
大阪府立成人病センター

#### 3. 施設の概要

##### 1) 建物

本館 地下1階～地上6階（一部7階） 延床面積 13,636.15 m<sup>2</sup>  
主に管理部門

病院棟 地下1階～地上12階 延床面積 36,178.05 m<sup>2</sup>

##### 2) 診療体制

病床数 500床

診療科 消化管内科、肝胆膵内科、呼吸器内科、血液・化学療法科、臨床腫瘍科、消化器外科、呼吸器外科、乳腺・内分泌外科、脳神経外科、婦人科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、整形外科、放射線治療科、心療・緩和科、循環器内科、脳循環器科、眼科、脳神経科、心臓血管外科（循環動態診療科）、消化器検診科、精密健康診断科、中央手術科、アイソトープ診療科、放射線診断科、臨床検査科、病理・細胞診断科

#### 4. 履行期間

自 平成23年6月1日 至 平成26年3月31日

#### 5. 一般事項

##### 1) 用語の定義

本仕様書において用いる用語の定義は、次による。

ア. 「甲」とは、発注者である地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立成人病センターをいう。  
イ. 「乙」とは、地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立成人病センターにおける総合的病害虫管理（IPM）及び感染症隔離解除後の病室内除菌業務の受託者をいう。

##### 2) 費用負担の範囲

業務に必要とする材料及び機械器具類等の費用は、全て乙の負担とする。ただし、光熱水費等に関しては、通常使用の範囲内に想定されるものは甲の負担とする。

##### 3) 業務の実施

乙は、業務の実施にあたっては、建物、既存設備又は物品等に損害が及ばないよう注意すること。

万一損害を与えた場合は直ちに甲に報告し、その指示に従い修復すること。なお、これにかかる費用は全て乙の負担とする。

また、業務内容に応じて、その都度甲と協議の上、その実施時期、実施日時等を決定すること。

#### 4) 関係法令等の遵守

乙は、業務の実施にあたり適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行をはかること。

#### 5) 本仕様書に定めのない事項

乙は、本仕様書に定めのない事項については、甲と協議し、その指示に従うこと。

#### 6) 守秘義務

乙は、本業務の実施過程において知り得た秘密を第三者に漏洩してはならない。

#### 7) 業務の実施上必要な書類等について

当該業務に関し必要と思われる書類等については、甲が乙に貸与する。

### 6. 業務内容

#### 1) 総合的病害虫管理（IPM）業務

##### ア. 目的

大阪府立成人病センターにおける害虫等の防除に関して、環境状況と対象種の個体群動態を考慮しつつ、生物的防除、化学的防除、耕種的防除、物理的防除等を組み合わせることで、害虫の発生レベルを抑制することを目的とする。

##### イ. 対象害虫等

- ① 鼠族
- ② 衛生害虫（ゴキブリ、蚊、チョウバエ）
- ③ 飛翔性虫（8階南病棟の捕虫機の管理）

##### ウ. 対象範囲

本業務の実施の対象範囲は、大阪府立成人病センターの全域とする。

##### エ. 業務内容

- ① 主要な場所において、粘着トラップの定置、問診、目視による対象害虫等の生息調査を実施し、調査の結果に基づき発生が確認された場所において薬剤による防除作業を実施する。
- ② 対象害虫等が発生、繁殖する可能性がある場所において、予防処置を実施する。
- ③ 業務施工に含まれない業務の必要が発生したときは、乙は甲に対して別途仕様の提案とそれに係る費用の見積書を提出し、甲の承諾を得てこれを実施するものとする。

##### オ. 業務の施工内容

###### ① 鼠族防除対策

###### a 調査

- 問診・目視
- 粘着トラップによる捕獲調査

###### b 防除作業

- 殺鼠剤の設置
- 防止処置の提案

- ・建物構造的な問題による鼠族侵入の改善提案
- ・環境改善提案（清掃等）
- ・別途方法による駆除作業の提案

※多量発生のときの、集中駆除が必要な場合等は、乙は甲に対して別途の見積書を提出し、甲の承諾を得てこれを実施するものとする。

## ② 衛生害虫防除（ゴキブリ、蚊、チョウバエ）対策

### a 調査

- 問診・目視
- 粘着トラップによる捕獲調査

### b 防除作業

- 薬剤処理
  - ・ベイト法（ヒドラメチルノン）
  - ・残留噴霧法

（フェニトロチオン・ジクロルボス又はフェニトロチオンMC、プロペタンホスMC）

- ・フラッシング（イミプロトリル・フェノトリル）
- ・投下法（デミリン発泡錠、フェンチオン発泡錠）
- ・蒸散剤設置（DDVP蒸散プレート）

### ● 防止処置の提案

- ・建物構造的な問題による鼠族侵入の改善提案
- ・環境改善提案（清掃等）
- ・別途方法による駆除作業の提案

※作業にあたっては、乙は甲に対して事前に別途の見積書を提出し、甲の承諾を得てこれを実施するものとする。

## ③ 飛翔性虫捕虫機のメンテナンス（ライトトラップの管理：8階南病棟）

### ライトトラップ（10箇所）

- 補虫シートの交換（2ヶ月に1回）
- 紫外線ランプの交換（ランプが切れたとき）

## ④ 薬剤使用の留意事項

防除作業において薬剤を使用する際には、いずれも厚生労働省認可の低毒性の薬剤を専門的見地より使用し、必要に応じて使用薬剤の安全データシート（MSDS）を甲に提出すること。

## カ. 施工実施予定

業務の年間を通じた施工実施予定は次のとおりとする。

### ① 施工回数

重要箇所については（2ヶ月に1回）、B1外来食堂・厨房については毎月甲の場所に技術員を派遣し業務施工するものとする。

### ② 緊急対応

乙は、上記施工実施予定以外で、甲から防除作業の要請があったときは、隨時これに対応するものとする。

【調査詳細仕様対象表】

調査項目	調査対象	調査・設置場所	設置数
目視調査	鼠・害虫	施設重要箇所	
粘着トラップ（鼠族用）	鼠・害虫	天井裏	40 箇所
粘着トラップ（鼠族用）	鼠・害虫	B 1 外来食堂・厨房	適量数
粘着式トラップ（昆虫調査用）	ゴキブリ・蚊、チョウバエ	トイレ、給湯・洗面・処置室、ナースステーション他	94 箇所
粘着式トラップ（ゴキブリ用）	鼠・害虫	B 1 外来食堂・厨房	適量数

【昆虫調査用トラップ設置場所一覧】

別図 1-1～1-13 のとおり (図は省略)

場所	B1	1F	2F	3F	4F	5F	6F	7F	8F	9F	10F	11F	12F	合計
本館	1	1	2	2	2	2	1	—	—	—	—	—	—	11
病院(南)	2	2	1	2	1	5	5	5	5	5	5	5	5	48
病院(北)	0	2	2	1	2	1	2	4	4	4	4	4	5	35
合計	3	5	5	5	5	8	8	9	9	9	9	9	10	94

【鼠族粘着トラップ設置場所一覧】

別図 13-1～13-13 のとおり (図は省略)

場所	B1	1F	2F	3F	4F	5F	6F	7F	8F	9F	10F	11F	12F	合計
本館	2	2	2	2	2	2	2	—	—	—	—	—	—	14
病院棟	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	26
合計	4	4	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	40

2) 手術室・ICUにおける昆虫モニタリング業務

ア. 目的

大阪府立成人病センターの中央手術室・ICU及びその周辺に主要な場所にトラップ等を設置し、昆虫の生息状況を調査し、その結果を基に有効な害虫防除措置を講じることを目的とする。

イ. 対象範囲

大阪府立成人病センター病院棟3階 中央手術室・ICU及びその周辺

ウ. 業務内容

- ① 毎月平日の昼間に別紙の「大阪府立成人病センター3F手術室・ICU 害虫調査管理図(別図2)」に基づき配置するトラップを甲の指定する場所に配置し、約1ヶ月周期で定期的に回収する。
- ② トラップの使用材及び数量は次のとおりとし、裏面に配置記号を記すこととする。
  - a 調査用床置式トラップ（白色） 23 個 (配置記号①～○23)
  - b 蛍光トラップ ムシペッタ（黄色） 7 個 (配置記号 K1～K7)
  - c ローチトラップ コロニートラップ（茶色） 25 個 (配置記号A～Y)

### ③ 報告及び防除措置

- a 乙は、毎月、回収したトラップについて生物調査（昆虫同定　科まで）を行い、その結果及び防除に関する対策提案を回収後 15 日までに甲に報告することとする。  
ただし、重要害虫で精密同定が必要な場合は、甲に口頭で報告の上、別途見積もりにて、同定、原因調査防除施工の提案を行い、甲の同意を得た後これを実施するものとする。  
トラップ以外の重要害虫の捕獲の場合、手術室等において昆虫の発生が認められた場合にあっても、同様の取り扱いを行うものとする。
- b 乙は、本契約業務以外で有償の調査又は防除施工を実施する場合は、それに係る費用の見積もりを事前に甲へ提出し、甲の同意を得た後これを実施するものとする。

### ④ 薬剤使用の留意事項

本業務において薬剤を使用する際には、いずれも厚生労働省認可の低毒性の薬剤を専門的見地より使用し、必要に応じて使用薬剤の安全データシート（MSDS）を甲に提出すること。

## 3) 感染症隔離解除後の病室内除菌業務

### ア. 目的

大阪府立成人病センターにおける感染症隔離患者が使用した室等を、隔離解除後室内除菌を行い、院内感染防止対策を図ることを目的とする。

### イ. 対象範囲

大阪府立成人病センターの各病室及び I C U

### ウ. 業務内容

#### ① 実施項目及び手順

作業の実施にあたっては、床面のダストクリーニング → 機器・什器等の清拭処理 → 床面の湿式清掃の順で行うものとする。

#### ② 実施方法

##### a 床面のダストクリーニング

ディスポのドライモップを用いて床面などのダストクリーニングを行う。

##### b 機器・什器等の清拭処理

● ディスポの不織布を用いて湿式清掃処理を行う。

● 薬剤は、4 級アンモニウム塩を含んだ除菌洗浄剤（医療施設用クリンキーパー）を用い、50 倍希釈液とし使用する。（必ず水を用いて希釈すること。）

● 処理箇所は、ベッド、ベッド柵、床頭台、椅子、オーバーテーブル、ロッカー、ドアノブ、洗面台、水道の蛇口、水道の流し、カーテンレール、照明器具、冷暖房機、ブラインド、窓、便座、その他機器、什器類とする。

##### c マットレスは、表面のほこりを取り除いた後、医療施設用クリンキーパー50

倍希釈液を用いて清拭除菌する。

##### d 床面の湿式清掃

乾燥した清潔なモップを用いて、湿式清掃処理を行う。医療施設用クリンキーパー200 倍希釈液を用いる。

③ 使用機器等の処理

患者が使用した器具（食器・吸引ビン・ポータブル便器など）及びリネン類（枕・布団・衣類など）、廃棄物（喀痰・尿・汚染ガーゼなど）については、甲が処理する。

④ 作業時の留意事項

- a モップは洗濯機で洗濯し、乾燥したものを用いること。
- b バケツとモップ絞り器を用いて、まめにモップを洗浄すること。
- c 洗浄消毒出来る掃除用具を使用すること。
- d 清掃に当たっては、マスク・ゴム手袋・ゴーグル・キャップを着用し、室内用の上履きに履き替える。これらの着衣はディスポとする。

⑤ 作業報告

乙は、除菌作業終了後、その都度、作業日時・作業場所・作業方法・作業実施者氏名、使用薬剤などを明記した報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

⑥ 予定数量

契約期間中（34ヶ月）の予定数量は、ベッド1台部屋100業務とする。ただし、これを保証するものではない。

なお、契約書頭書第5号の、ベッド1台部屋・ベッド2台部屋の室面積は概ね14m<sup>2</sup>程度の部屋、ベッド3台部屋・ブラインド2以上・特別室の室面積は概ね27m<sup>2</sup>以上を指す。

## 参考資料 9-12 植栽管理及び樹木剪定業務 仕様書

### 業務概要及び仕様書

業務名称 大阪府立成人病センターの植栽管理及び樹木剪定業務  
業務履行場所 大阪府立成人病センター（大阪市東成区中道一丁目3番3号）  
契約期間 平成23年9月1日から平成26年8月31日まで

#### I. 業務概要

1. 植栽管理	
A地区 花苗植栽 (植栽面積 100 m <sup>2</sup> )	3回／年
B地区 花苗植栽 (植栽面積 50 m <sup>2</sup> )	3回／年
D地区 花苗植栽 (プランター 14 基)	3回／年
2. 樹木剪定	
A地区 高木 18本 (クスノキ、ケヤキ等)	1回／年
低木 1,540本 (寄植 140 m <sup>2</sup> 、ヒラドツツジ、イヌツゲ等)	1回／年
B地区 中木 7本 (クスノキ、サザンカ)	1回／年
低木 43本 (サザンカ、シラカシ、アベリア等)	1回／年
C地区 高・中木 47本 (クスノキ ※うち44本が10m超)	1回／3年
低木 120本 (ヒラドツツジ、カイズカ等)	1回／年
生垣 13 m (アベリア)	1回／年
E地区 高・中木 21本 (クスノキ、シラカシ ※5m未満)	1回／3年
3. 観葉植物の取替え	
特大鉢 (L L)	1鉢／月
大鉢 (L)	19鉢／月
花プランター (W655×S240×H175)	8個／月

◎A地区～E地区 別紙1図面参照 (別紙1図は省略)

◎実施時期 別紙2参照 (別紙2は省略)

#### II. 業務仕様

##### 1. 総則

###### 1) 用語の定義

本仕様書において用いる用語の定義は、次による。

ア 「甲」とは、発注者である地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立成人病センターをいう。

イ. 「乙」とは、地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立成人病センターの植栽管理及び樹木剪定業務の受託者をいう。

## 2) 適用範囲

この仕様書は、大阪府立成人病センターが委託する植栽管理及び樹木剪定業務に適用する。

## 3) 義務

ア 乙は、業務履行にあたり仕様書等に疑義を生じた場合、あらかじめ甲の契約担当職員(以下「甲の職員」という。)に申し出て指示を受けなければならない。

イ 乙は、軽微な事項であって仕様書等に明記がないものであっても、当然必要と認められるものについては、適切に履行するものとする。

## 4) 提出書類

乙は、甲の職員より業務に係わる書類提出の指示があった場合、必要部数を遅滞なく提出しなければならない。

## 5) 実施計画

ア 乙は、契約締結後速やかに業務内容について甲の職員と協議を行い、年間作業計画書を作成し、これを甲に提出しなければならない。

イ 年間計画には、下記事項を記載するものとする。

- (ア) 設計(業務)内容
- (イ) 実施(施工)方法
- (ウ) 工程表
- (エ) 業務時に使用する農薬、肥料及び機種とその管理基準
- (オ) その他

ウ 本業務の実施にあたっては、造園技能士もしくは造園施工管理技能士2級以上の資格を有する現場業務責任者を置くこと。

## 6) 業務の実施

ア 本業務の実施に際しては、乙は来院者及び通行人の交通を優先し、交通の妨げにならないように努めなければならない。

イ 甲の敷地内での火気の使用及び喫煙は厳禁とする。

ウ 乙は、作業中損傷を与える恐れのある構造物に対しては、適切な養生措置を講じなければならない。また、万一損傷を与えた場合は遅滞なくその状況を甲の職員に報告し、甲の職員の指示した場合を除き、直ちに必要な処置を講じなければならない。

エ 乙は、仕様書等に基づいて業務を実施するものであるが、対象とする植物の特性、地理的条件等を十分考慮し、天候等気象条件を踏まえたうえで、甲の職員の指示並びに自然条件にて偶発的な業務が発生した場合にも、十分対応できるよう努めなければならない。

オ 本業務の現場の安全管理は、現場業務責任者が責任者になり労働安全衛生法その他関係法令に従いこれを行うものとする。

## 7) 写真等

- ア 乙は、業務の履行にあたり、作業にかかる出来、品質管理等を写真等に記録整理し、業務完了後に遅滞なく提出できるように備えておかなければならない。
- イ 業務が複数回に及ぶ場合の写真は、日付、回数等を記入し、業務完了後にはA4版で製本し2部提出しなければならない。

## 2. 植栽管理

### 1) 地ならし及び土壤改良（3回／年）

花苗等の植え付けを行う前に、スコップ等で土壤を耕しゴミやレキ等を取り除き、土壤改良資材及び肥料を敷きならす。

ただし、土壤改良資材は年1回、毎年11月に施用するものとする。

### 2) 花苗等の植え付け（3回／年）

ア 配列・配色、割り振りを記入した植栽計画図を作成し、甲の職員と協議のうえ承諾を受け、実施する。

なお、多年草で植え替えの必要がないものについては、整形し補正することを可とする。

イ 乙は、花苗の性質及び特徴に留意し、甲の施設の美化、アメニティの向上をはかるよう努めるとともに、常時花の状況を管理し、必要に応じて補植を行うものとする。

### 3) 土壤改良資材及び肥料、植栽材料の負担

土壤改良資材及び肥料、植栽材料にかかる費用は乙の負担とし、項目、数量等については、別紙3のとおりする。（別紙3は省略）

### 4) 病害虫駆除・補植

病害虫が発生する又は危険性がある場合は、甲の職員と協議し、散布薬剤の安全性を十分確保したうえで実施すること。また、通常の灌水や薬剤散布を行ったにもかかわらず、花苗等が枯れた場合は、乙の責任においてが補植等を行うこと。

※ 灌水は、自動灌水装置を設置しているので季節に応じた調整を行うこと。

### 5) 発生材等の処理

発生材等の処理、後片付け・清掃等は、乙の責任で行う。

### 6) 電気・水道

業務に使用する電気・水道等については、甲の負担とする。

### 7) 施工の対象

#### ア A地区

駐車場棟横の高木・低木植栽の園庭の外周（植栽面積 100 m<sup>2</sup>）及び中央部のプランター（W950×S350×H40）8基

#### イ B地区

本館（集検棟）北側の園庭（ハートフルガーデン）及び中央大通り沿い歩道に面した植栽（植栽面積 50 m<sup>2</sup>）

※ 年2回の花苗の植え付けに際しては、花と緑のボランティア（東成区花と緑のまちづくり推進委員会）が協力されるので、園芸指導を含めた作業がともなう。

ウ D地区

病院正面玄関前 プランター14基

うち、W4600×S600×H600 のサイズが6基、W2700×S600×H600 のサイズが7基、W2100×S600×H600 のサイズが1基

### 3. 樹木管理

#### 1) 剪定・刈り込み

ア 乙は、剪定・刈り込みを行うにあたり、対象樹木の美観・生育の促進・地理的条件に配慮したうえで業務を行わなければならない。

イ 切り込みは全体の樹形を整え、形状の美観を保つことを目的とし、作業にあたっては、花芽を切り取らないよう注意すること。

ウ 剪定・刈り込みの際には、切除した枝等で来院者及び通行人に危険のないよう柵等で囲むなどの安全措置を行うこと。

#### 2) 病害虫駆除

病害虫が発生する又は危険性がある場合は、甲の職員と協議し、散布薬剤の安全性を十分確保したうえで実施すること。

#### 3) 発生材等の処理

発生材等の処理、後片付け・清掃等は、乙の責任で行う。

#### 4) 電気・水道

業務に使用する電気・水道等については、甲の負担とする。

#### 5) 施工の対象

ア A地区

駐車場棟横の高木・低木植栽（1回／年）

イ B地区

本館（集検棟）北側の中央大通り沿い歩道に面した植栽（1回／年）

ウ C地区

敷地東側のクスノキ等の高木・低木植栽（1回／3年）

エ E地区

敷地南側のクスノキ等の高木（1回／3年）

### 4. 清掃・除草

#### 1) 除草

除草は、花苗等の植栽・樹木剪定作業の際に併せて実施するものとする。

#### 2) 清掃

除草作業、剪定作業等を行った後の清掃は、乙が責任をもって行うものとする。

#### 3) 除草クズ、剪定クズの処分

除草クズ、剪定クズは、適法な処分方法で処理すること。これにかかる費用は乙の負担とする。

## 5. 観葉植物の取替え

### 1) 観葉植物の配置場所と数量

乙は、甲の指定する場所に、原則して毎月 5 日から 10 日までの間に、観葉植物等取替え、配置するものとする。

配 置 場 所			種 類	数 量
本 館	1階	玄 関 (集 団 檢 診 棟 )	大 鉢	1
	〃	本館中央自動販売機横休憩所	大 鉢	1
	4階	リハビリテーション室	大 鉢	1
病院棟	1階	正 面 玄 関 外 側	特大鉢	1
	〃	〃	花プランター	6
	〃	正 面 玄 関 内 側	大 鉢	1
	〃	〃	花プランター	2
	〃	内 科 初 診 待 合	大 鉢	1
	〃	内 科 再 診 待 合	〃	1
	〃	M R 棟 待 合	〃	1
	2階	泌 尿 器 科 待 合	〃	1
	〃	放 射 線 診 断 科 待 合	〃	1
	〃	C T 室 待 合	〃	1
3階	手 術 室 家 族 控 室	〃	1	1
5階	エ レ ベ ー タ ー ホ ール	〃	1	1
6階	会 議 室	〃	1	1
6階	エ レ ベ ー タ ー ホ ール	〃	1	1
7階	〃	〃	1	1
9階	〃	〃	1	1
10階	〃	〃	1	1
11階	〃	〃	1	1
12階	〃	〃	1	1

### 2) 甲の検査

乙は、毎月、常に新鮮な観葉植物を供給するものとし、取替え毎に甲の検査を受け、不良と認められるものがあった場合は、甲の職員の指示により優良品と取り替えなければならぬ。

## 参考資料 9-13 コンビニエンスストアの主な医療関係の取扱商品

### 介護関係

平オムツ	
ポラミー 紙オムツ フリーカットタイプ	LL-ロング 30×72cm (1袋30枚)
積層平オムツ	30×72cm (1袋3枚)

テープ止めオムツ	
ライフリー横モレ安心テープ Sサイズ	ウエストかヒップサイズ 56~90cm (1袋22枚)
ライフリー横モレ安心テープ Mサイズ	ウエストかヒップサイズ 70~115cm (1袋12枚)
ライフリー横モレ安心テープ Lサイズ	ウエストかヒップサイズ 81~128cm (1袋10枚)
ポラミーテープ M	ウエストかヒップサイズ 60~100cm (1袋1枚)
ポラミーテープ L	ウエストかヒップサイズ 80~125cm (1袋1枚)

はけるパンツ	
ポラミーはけるパンツ M-L	ウエストかヒップサイズ 60~90cm (1袋2枚)
ポラミーはけるパンツ L-LL	ウエストかヒップサイズ 80~130cm (1袋2枚)
ライフリーリハビリパンツ Mサイズ	ウエストかヒップサイズ 60~85cm (1袋16枚)
ライフリーリハビリパンツ Lサイズ	ウエストかヒップサイズ 75~130cm (1袋14枚)

尿とりパッド	
ポラミー尿取りパッド 男	幅21cm × 長さ36cm (1袋2枚)
ポラミー尿取りパッド 女	幅21cm × 長さ49cm (1袋2枚)
ライフリー尿とりパッド 男性用	幅20cm × 長さ38cm (1袋45枚)
ライフリー尿とりパッド 女性用	幅21cm × 長さ49cm (1袋45枚)
ライフリーズレズに安心紙パンツ用尿とりパッド	幅16cm × 長さ45.5cm (1袋36枚)
ライフリーさわやかパッド 少量用 (20cc)	ナプキン型尿ケアパッド 19cm (1個32枚)
ライフリーさわやかパッド 安心の中量用 (80cc)	ナプキン型尿ケアパッド 23cm (1個20枚)
アテント テークケアSケア軟便安心パッド	幅30cm × 長さ56cm (1袋2枚)

透明尿器	
塩ビ透明尿器 男性用	男性用 ブラシ付 1100mL
塩ビ透明尿器 女性用	女性用 ブラシ付 1100mL

介護関係

おしりふき	
ライフリーさらさらからだふき	40cm × 30cm (1個70枚)
ハビナース トイレに流せるパットおしりふき	187 × 200mm (1個70枚)

保護用品	
サニーナ 90mL	90mL
ソフティ薬用洗浄料 250mL	250mL
ソフティ保護オイル 90mL	90mL

衛生用品	
エリエール除菌できるアルコールタオルウイルス除去用 ボトルケー	140 × 200mm(1個80枚)
エリエール除菌できるアルコールタオルウイルス除去用 詰替用	140 × 200mm(1個70枚)
キュアコットン 清浄綿20	高压蒸気滅菌処理(1箱20包)
サニコットパウチ エタノール70%配合	(1箱60袋)医薬部外品

ハビナースリンスインドライシャンプー200mL 泡タイプ	200mL 泡タイプ
------------------------------	------------

どんな場所でも消臭スプレー	容量220ml
---------------	---------

滅菌綿棒 EB #104	#104 産科用(1袋1本)
ジョンソン綿棒	84 × 13 × 91mm (1箱50本)

防ぎマスク	1箱10枚入
-------	--------

入院関係

ガーゼ寝巻き	
ガーゼ寝巻き 男 S	身長約160-165cm位 身丈135cm 身幅146cm
ガーゼ寝巻き 男 M	身長約165-170cm位 身丈140cm 身幅146cm
ガーゼ寝巻き 男 L	身長約170-175cm位 身丈145cm 身幅146cm
ガーゼ寝巻き 男 LL	身長約175-180cm位 身丈150cm 身幅146cm
ガーゼ寝巻き 男 LO	身長約170-175cm位 身丈145cm 身幅158cm
ガーゼ寝巻き 女 S	身長約150-155cm位 身丈125cm 身幅146cm
ガーゼ寝巻き 女 M	身長約155-160cm位 身丈130cm 身幅146cm
ガーゼ寝巻き 女 L	身長約160-165cm位 身丈135cm 身幅146cm
ガーゼ寝巻き 女 LL	身長約165-170cm位 身丈140cm 身幅146cm
ガーゼ寝巻き 女 LO	身長約160-165cm位 身丈135cm 身幅158cm

パジャマ	
パジャマ 長袖 男 S	(胸囲)80cm-88cm (身長)155cm-165cm
パジャマ 長袖 男 M	(胸囲)88cm-96cm (身長)165cm-175cm
パジャマ 長袖 男 L	(胸囲)96cm-104cm (身長)175cm-185cm
パジャマ 長袖 男 LL	(胸囲)104cm-112cm (身長)175cm-185cm
パジャマ 長袖 女 S	(バスト)72cm-80cm
パジャマ 長袖 女 M	(バスト)79cm-87cm
パジャマ 長袖 女 L	(バスト)86cm-94cm
パジャマ 長袖 女 LL	(バスト)93cm-101cm

肌着	
ソフラ肌着 ライト 七分袖 S 男女共用	男性(胸囲)80cm-88cm 女性(バスト)79cm-87cm
ソフラ肌着 ライト 七分袖 M 男女共用	男性(胸囲)88cm-96cm 女性(バスト)86cm-94cm
ソフラ肌着 ライト 七分袖 L 男女共用	男性(胸囲)96cm-104cm 女性(バスト)93cm-101cm
ソフラ肌着 ライト 七分袖 LL 男女共用	男性(胸囲)104cm-112cm 女性(バスト)101cm-109cm
ソフラ肌着 ライト 半袖 S 男女共用	男性(胸囲)80cm-88cm 女性(バスト)79cm-87cm
ソフラ肌着 ライト 半袖 M 男女共用	男性(胸囲)88cm-96cm 女性(バスト)86cm-94cm
ソフラ肌着 ライト 半袖 L 男女共用	男性(胸囲)96cm-104cm 女性(バスト)93cm-101cm
ソフラ肌着 ライト 半袖 LL 男女共用	男性(胸囲)104cm-112cm 女性(バスト)101cm-109cm

下履き	
転倒予防シューズつま先付 S 22-23cm	22-23cm
転倒予防シューズつま先付 M 23-24cm	23-24cm
転倒予防シューズつま先付 L 24-25.5cm	24-25.5cm
転倒予防シューズつま先付 LL 25.5-27cm	25.5-27cm
スリッパ	1足

入院関係

介護用品	
ポラミー食事用エプロン ブルー	撥水加工済 ロング・ワイドサイズ 約80cm×118cm
ポラミー食事用エプロン ピンク	撥水加工済 ロング・ワイドサイズ 約80cm×118cm

ペアライフ(箸・スプン入)	ペーボン
プッシュペア箸ケース付 19.5cm	箸ケース付 19.5cm

フタ付クリーミーコップ	300mL φ 83 × 85mm
クリーンストロー(目盛入)	230mL φ 76 × 115m
ポリ薬呑器	キャップ/ブラシ付 150mL

ポケチュー ピンク	ペットボトル用ストロー
ポケチュー 青色	ペットボトル用ストロー

小物	
ゴム紐	1.5m1袋
洗濯ネット	60cm × 60cm
洗濯バサミ	5個
S字フック	2個
ハンガー	1本

口腔関係

ハ布拉シ・歯間ブラシ	
サムフレンド 20 ふつう ハブラシ	20 9.0mm ふつう 8ミル (サンデンタル)
サムフレンド 21 ふつうハブラシ	21 9.5mm ふつう 8ミル (サンデンタル)
サムフレンド 22 やわらかめハブラシ	22 9.5mm やわらかめ 6ミル (サンデンタル)
サムフレンド 30 やわらかめハブラシ	30 7mm やわらかめ 5ミル (サンデンタル)
EX歯間ブラシ(院内指導用)SSSタイプ° ピンク	SSSタイプ° ピンク(1袋1本)
EX歯間ブラシ(院内指導用)SSタイプ° 白	SSタイプ° 白 (1袋1本)
EX歯間ブラシ(院内指導用)Sタイプ° 黄色	Sタイプ° 黄色 (1袋1本)
DENT e-floss	1箱12個入

バトラー 口腔ケア用 スポンジブラシ	1袋5本入
--------------------	-------

歯みがき剤・洗口液	
バイオエクストラ マイルドペースト(歯みがき剤)	67g (医薬部外品)
マウスウォッシュ240mL	240mL
ポリデント 入れ歯洗浄剤	2.8g × 32錠

入れ歯安定剤	
ミズグリップ	水性入れ歯安定剤 75g

口内保湿・湿潤ジェル・うるおいスプレー	
バイオエクストラ アクアマウスジェル(口腔用ジェル)	50g (医薬部外品)
オーラルバランス(口腔用ジェル)	42g (医薬部外品)
ウェットケアレモン味 50mL	レモン味 50mL

## 医療関係

サージカルテープ	
マイクロポア サージカルテープ（不織布 白）	12.5mm × 9.1m (1箱24巻入)
マイクロポア サージカルテープ（不織布 白）	25.0mm × 9.1m (1箱12巻入)
マイクロポア スキントーンサージカルテープ（不織布 茶）	12.5mm × 9.1m (1箱24巻入)
マイクロポア スキントーンサージカルテープ（不織布 茶）	25.0mm × 9.1m (1箱12巻入)
トランスポア サージカルテープ（プラスチック）	25.0mm × 9.1m (1箱12巻入)
優肌絆（不織布 肌）	25mm × 7m (1箱12巻入)

創傷用粘着ドレッシング	
シルキーポアドレッシング 2号 通気性	5 × 7.5cm (1袋5枚)
シルキーポアドレッシング 3号 通気性	6 × 10cm (1袋5枚)
デルマポアドレッシング 2号 防水性	5 × 7.5cm (1袋5枚)
デルマポアドレッシング 3号 防水性	6 × 10cm (1袋5枚)

透湿・防水性サージカルフィルム	
マルチフィックス 2号	6 × 7cm (1袋5枚)

カテーテルFSロール	100mm × 10m 1箱1巻入 未滅菌
------------	-----------------------

シカケア(シリコンジェルシート)	皮膚バリア粘着プレート 66250704 12 × 6cm 1箱1枚入
------------------	-------------------------------------

包帯	
ゲット包帯 弾力ホータイ	7.5cm × 4.5m (1袋1巻)
アップタイ 弾性ホータイ	10cm × 9m (1袋1巻)
メッシュポア No. 50 粘着包帯	不織布粘着包帯 50mm × 10m(6巻入)1袋1巻

滅菌ガーゼ	
滅菌ケーパイン ガーゼ S	5 × 5cm (1袋1枚) 1箱12枚入
滅菌ケーパイン ガーゼ M	7.5 × 7.5cm (1袋1枚) 1箱10枚入
滅菌ケーパイン ガーゼ L	7.5 × 10cm (1袋1枚) 1箱8枚入
滅菌ネオガーゼYカット	7.5 × 7.5cm 8ply (1袋1枚) 1箱20枚入

ガーゼハンカチ	(1袋1枚)
---------	--------

コットンボール	(1袋 10g) 約Φ10mm ピンセット付
---------	------------------------

白十字眼帯 #20(#200)	眼帯 1個 パッド1枚 アイ洗净綿2包
-----------------	---------------------

皮膚保護用	
3M皮膚用リムーバー 非アルコール性(低刺激タイプ)	剥離剤 30ml 1箱1本
リモイスコート	皮膚保湿・清浄スプレー 30ml 1箱1本

## 術前術後関係

術後用品	
三角巾 M	95×95×135cm(1袋1枚)

ソフラビレイ XL	幅30cm 脳回り105-120cm 切込入(1袋1枚)
ソフラビレイ フリー	幅30cm 脳回り60-105cm 切込入 合わせなし(1袋1枚)
手術用腹帯 M	30×125cm(1袋1枚)
手術用腹帯 L	30×140cm(1袋1枚)

T字帯 M	約33cm×約90cm 紐約120cm (1袋1枚)
T字帯 L	約33cm×約90cm 紐約120cm(1袋1枚)
ワンタッチT字帯 フリー	脳回り65cm~105cm(1袋1枚)
ワンタッチT字帯 XL	脳回り100cm~120cm(1袋1枚)
アメジストT字帯	No.250 25cm×90cm (1袋1枚)

バストバンド・エース LL	胸囲 113-133cm
バストバンド・エース L	胸囲 95-115cm
バストバンド・エース M	胸囲 77-97cm

片胸帯 LL アイボリー	胸囲 85-110cm(1袋1枚)
片胸帯 L アイボリー	胸囲 70-90cm (1袋1枚)
片胸帯 M アイボリー	胸囲 60-70cm (1袋1枚)

アンシルク・プロJ LL ハイソックス ホワイト(弹性ストッキング)	足首 23-27 ふくらはぎ周囲 40-46 (1箱 両足) 17421
アンシルク・プロJ L ハイソックス ホワイト(弹性ストッキング)	足首 21-25 ふくらはぎ周囲 36-42 (1箱 両足) 17422
アンシルク・プロJ M ハイソックス ホワイト(弹性ストッキング)	足首 19-23 ふくらはぎ周囲 32-38 (1箱 両足) 17423
アンシルク・プロJ S ハイソックス ホワイト(弹性ストッキング)	足首 17-21 ふくらはぎ周囲 28-34 (1箱 両足) 17424
アンシルク・プロJ SS ハイソックス ホワイト(弹性ストッキング)	足首 15-19 ふくらはぎ周囲 24-30 (1箱 両足) 17425

検査食栄養補給

大腸検査食	
インテスクリア	大腸検査食
エニマクリン	大腸検査食

嚥下補助食品	
トロメリン Hi	4g × 50本

補給用ブドウ糖	
グルコレスキュー	瞬間補給ブドウ糖ゼリー 25g × 1箱5包

栄養食品・経口補水液	
ファインケア バナナ味	栄養補給飲料 125ml × 12個
ファインケア 紅茶味	栄養補給飲料 125ml × 12個
ファインケア 黒ごま味	栄養補給飲料 125ml × 12個
マイバランスMini コーヒー味	総合栄養食品 125ml × 24個
マイバランスMini キャラメル味	総合栄養食品 125ml × 24個
マイバランスMini ヨーグルト味	総合栄養食品 125ml × 24個
マイバランスMini ストロベリー味	総合栄養食品 125ml × 24個
マイバランスMini バナナ味	総合栄養食品 125ml × 24個
OS-1 500ml	経口補水液
OS-1 200ml	経口補水液
OS-1 ゼリー 200g	経口補水液

予約販売

予約販売	
フィックストン No. 8 接着スプリント	435929 No.8 8×200×150mm(1袋1枚)
アンシルク・プロJ LL ストッキング ホワイト(弹性ストッキング)	足首 23-27 ふくらはぎ周囲 40-46 (1箱 両足) 17421
アンシルク・プロJ L ストッキング ホワイト(弹性ストッキング)	足首 21-25 ふくらはぎ周囲 36-42 (1箱 両足) 17422
アンシルク・プロJ M ストッキング ホワイト(弹性ストッキング)	足首 19-23 ふくらはぎ周囲 32-38 (1箱 両足) 17423
アンシルク・プロJ S ストッキング ホワイト(弹性ストッキング)	足首 17-21 ふくらはぎ周囲 28-34 (1箱 両足) 17424
アンシルク・プロJ SS ストッキング ホワイト(弹性ストッキング)	足首 15-19 ふくらはぎ周囲 24-30 (1箱 両足) 17425
優肌パーミロール	H24R05 5cm×10m セパレータースリット入 (1箱1個)
JMS経口用イルリガートル	JF-KA100CQ 1000mL DEHPフリー タイプA アダプタ付 (1袋1個)
コンビーン セキュアーレッグバッグ 尿路蓄尿袋	750mL チューブ50cm 1箱5枚入
テルモシリング 50mL カテーテルチップ	SS-50CZ 50mL カテーテルチップ 1袋5本入
リモイスクリンズ・レギュラー	皮膚保湿・清浄クリーム 180g 1箱1本
セキューラDC	皮膚保湿クリーム 114g 1箱1本
コロプラスト パウダー	粉状皮膚保護剤 25g 1箱1本